

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成25年12月10日提出
【発行者名】	ピムコジャパンリミテッド
【代表者の役職氏名】	日本における代表者 高野 真
【本店の所在の場所】	英領ヴァージン諸島、トートラ、ロードタウン、ピー・オー・ボックス 800、フォリオ・チェンバーズ（東京支店）東京都港区虎ノ門四丁目 1番28号 虎ノ門タワーズオフィス
【事務連絡者氏名】	小松 充明
【電話番号】	03-5777-8150
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス（以下「ファンド」といいます）。
ただし、愛称として「Jフローター」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるピムコジャパンリミテッドは、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

（３）【発行（売出）価額の総額】

5,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

基準価額はピムコジャパンリミテッド（以下「委託会社」といいます。）の営業日において日々算出され、委託会社および委託会社の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下「販売会社」といいます。）等で入手することができます。

直近の基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

（9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

（５）【申込手数料】

申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額がかかります。

申込手数料率は、1.575%^{*}（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定めるものとします。具体

的な申込手数料につきましては、販売会社または前記の連絡先にお問い合わせください。

*消費税率が8%になった場合は、1.62%となります。

(6)【申込単位】

一般口：(新規申込時)5,000万口以上1口単位 (追加申込時)1万口以上1口単位

累投口：(新規申込時)5,000万円以上1円単位 (追加申込時)1万円以上1円単位

販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)【申込期間】

平成25年12月11日から平成26年12月10日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

の日本におけるすべての本支店営業所

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

の日本におけるすべての本支店営業所

具体的な申込取扱場所につきましては、販売会社または前記「(4) 発行(売出)価格」に記載の連絡先にお問い合わせください。

(9)【払込期日】

- ・取得申込者は、お申込金額を販売会社が指定する期日までにお支払いください。お申込金額には利息は付与されません。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額(設定総額)は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

お申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「(8) 申込取扱場所」をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込みの方法

受益権の取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

申込不可日

取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日に該当する場合は、販売会社は、受益権の取得の申込みに応じないものとします。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振

替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および前記「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

この投資信託はファンド・オブ・ファンズであり、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「投資信託証券への投資を目的とするもの」として分類されるファンドをいいます。

当ファンドの商品分類および属性区分は一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において以下の通りです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表（網掛け表示部分）の定義について>

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本含む)		
一般				
大型株	年2回			
中小型株		日本		
	年4回			
債券		北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
一般	年6回			
公債	(隔月)	欧州		
社債				
その他債券	年12回	アジア		
クレジット属性 ()	(毎月)	オセアニア		
	日々			
不動産投信		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券(債券(一 般)))				
		中近東 (中東)		
資産複合 ()				
資産配分固定型		エマージング		
資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

<属性区分表(網掛け表示部分)の定義について>

その他資産 (投資信託証券 (債券(一般)))	目論見書または投資信託約款において、投資信託証券(投資形態がファミリー ファンドまたはファンド・オブ・ファンズのもの)を通じて主として債券 に投資する旨の記載があるものをいいます。
年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものを いいます。
グローバル (日本含む)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資 産(日本を含む)を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズを いいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産 に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載し
ております。

(注) なお、上記は当ファンドに該当する商品分類および属性区分について記載したものです。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホーム
ページ (<http://www.toushin.or.jp/>) で閲覧が可能です。

ファンドの特色

- 1) 主に変動利付日本国債に投資をすることにより、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして

運用を行います。

NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。

NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

2) 固定利付債と異なる特徴をもつ変動利付日本国債を活用します。

金利上昇などによる市場環境変化にも対応。

金利上昇時においても、需給、金利水準、利回り曲線の動き如何によっては、変動利付日本国債の価格が上昇しない、または下落する場合があります。

3) PIMCOのグローバルな債券運用力を最大限に活用し、付加価値を追求します。

複数の運用戦略を用いて、ベンチマークを上回る収益の獲得を目指します。

投資対象の外国籍の投資信託を通じて、付加価値を追求するために外貨建債券にも投資をします。為替は原則としてフルヘッジを行います。

ファンドはPIMCOの運用する二つの外国投資信託の受益証券に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。したがって、ファンドの特色は投資する外国投資信託を通じたファンドの実質的な運用の特徴を示すものです。

PIMCOはパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシーを意味します。

信託金の限度額

金5,000億円を限度として信託金を追加できるものとします。委託会社は、受託会社と合意の上、当該信託金の限度額を変更することができます。

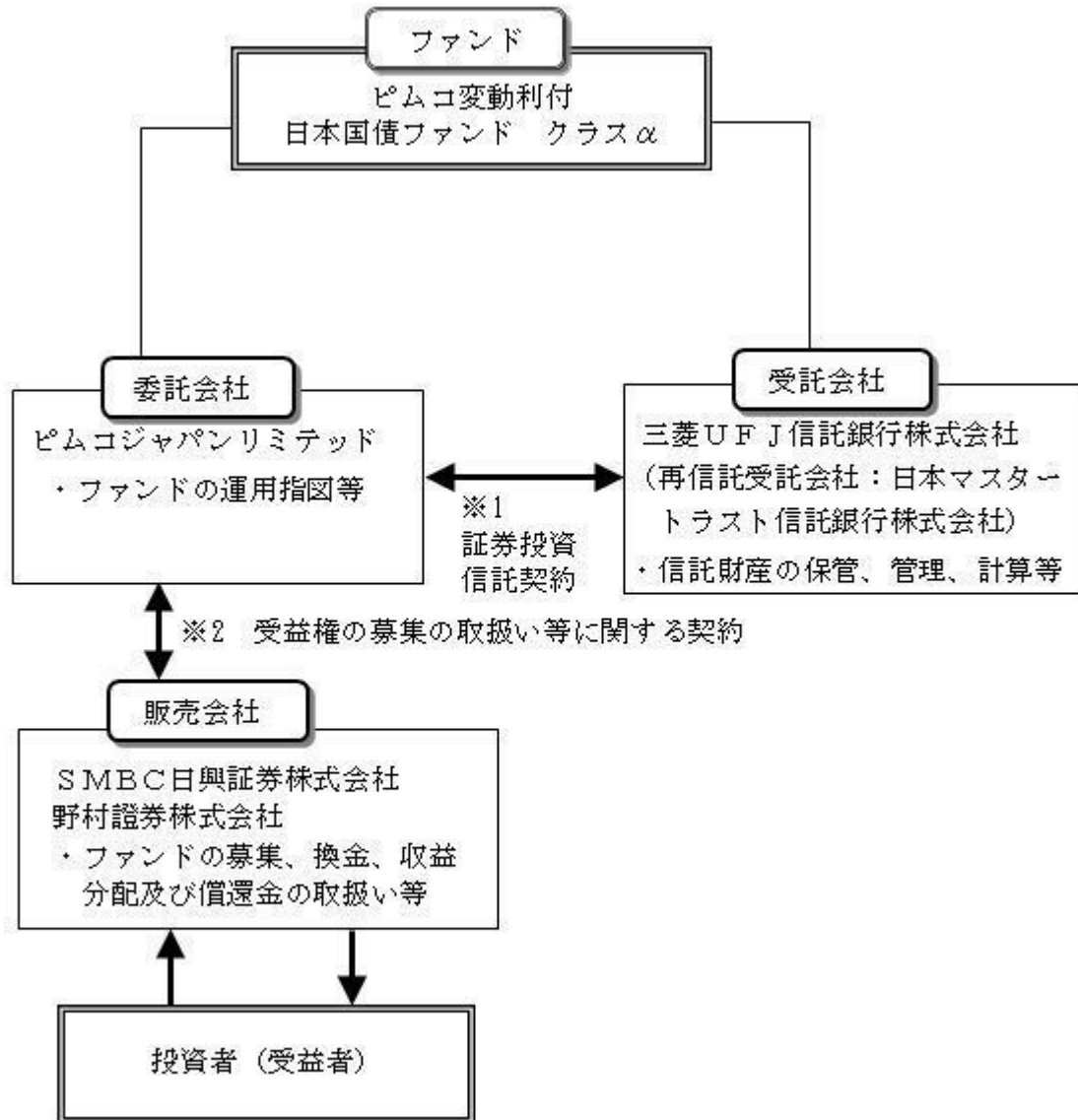
(2) 【ファンドの沿革】

平成16年7月30日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

平成19年1月 4日 保管振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】

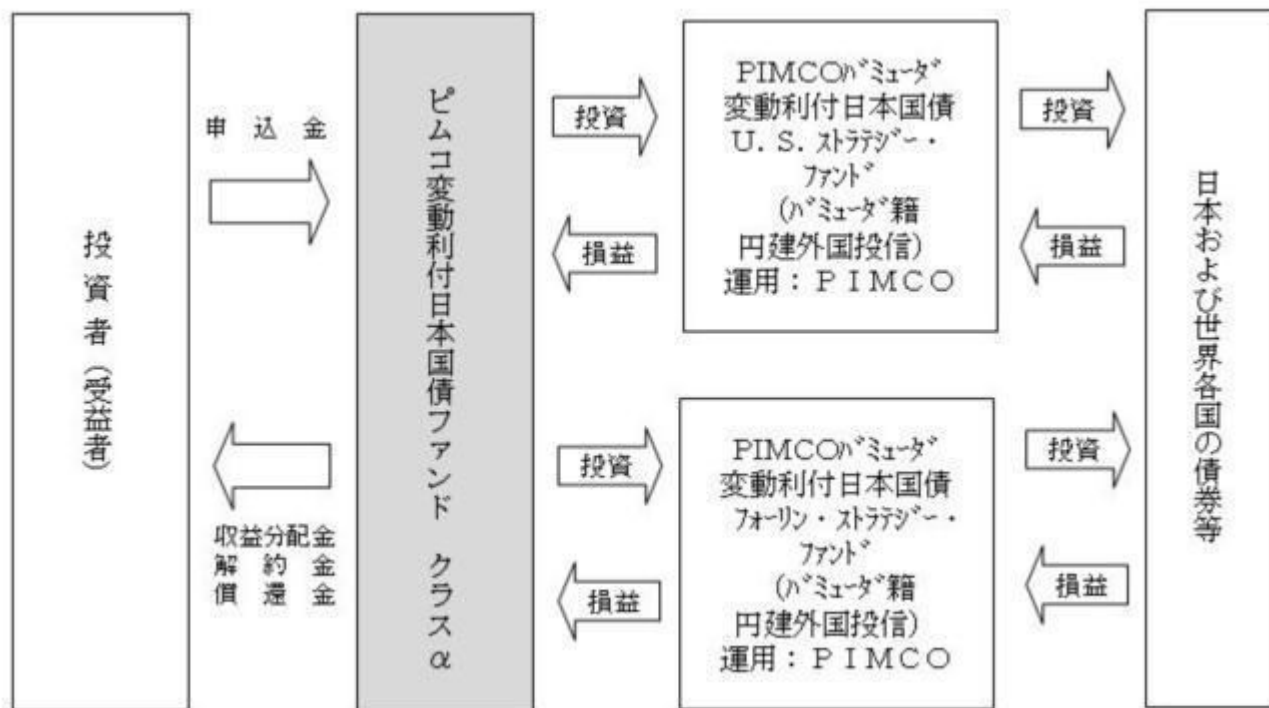
ファンドの仕組み



- 1 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。投資信託の資産運用や運営方法、委託会社と受託会社および受益者との権利義務関係、受益者の権利、募集方法等の取り決め等の内容が含まれています。
- 2 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行う受益権の募集、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付等、業務範囲の取り決め等の内容が含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

ファンドは、外国投資信託の受益証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。



委託会社の概況

1) 委託会社の資本金（平成25年9月末日現在）

13,411,674.44米ドル（約13.1億円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成25年9月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝97.75円）によります。以下同様とします。

2) 委託会社の沿革

平成9年 12月	英領ヴァージン諸島法に基づきピムコ・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッドを設立
平成10年1月	証券投資顧問業登録
平成10年2月	ピムコ・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッド東京支店を設置
平成10年3月	ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・ジャパン・リミテッドへ商号変更
平成10年7月	ピムコ グローバル アドバイザーズ ジャパン リミテッドへ商号変更
平成11年3月	投資一任業務認可取得
平成11年11月	ピムコジャパンリミテッドへ商号変更
平成12年 5月	証券投資信託委託業認可取得
平成19年 9月	金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第382号

3) 大株主の状況

（平成25年9月末日現在）

氏名または名称	住 所	所有株式数	所有比率
ピムコ・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国、デラウェア 19904、ドーパー、スイート101、グリーンツリー・ドライブ 160	13,000,000株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

この投資信託は、外国投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

投資対象

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度

主として、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

バミューダ籍円建外国投資信託

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

ビムコ変動利付日本国債ファンド クラスαの運用戦略

ファンドは、外国投資信託の受益証券への投資を通じて、変動利付日本国債に加え、PIMCOの持つグローバルな運用戦略を最大限に活用することにより、安定した付加価値の獲得を追求します。

ビムコ変動利付日本国債ファンド クラスαの戦略

変動利付日本国債のリターン

+

PIMCOの円短期金利プラス運用の付加価値

- NOMURA変動利付国債インデックスをベンチマークとします。
- 実質的な組入れ債券の格付はBBB格以上とし、ファンドの平均格付*はA格以上とします。
- デュレーションはベンチマーク±2年とします。

******* NOMURA変動利付国債インデックスとは *******

NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表する、変動利付日本国債を対象としたインデックスです。組入れ銘柄は、債券の残存額面が10億円以上であること、残存年数が1年以上であること等の基準を満たしたものとなります。なお、新規発行債のインデックスへの組入れタイミングは、発行月の翌月となります。

野村證券株式会社が作成した「NOMURA変動利付国債インデックス」の解説資料等を基にビムコジャパンリミテッドが作成

※NOMURA変動利付国債インデックスは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当該インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

*平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付ではありません。

(2) 【投資対象】

外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。

投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条各号で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。

1. 有価証券
2. 金銭債権
3. 約束手形

主として、変動利付日本国債を主な投資対象として元本の維持に配慮した慎重な運用を行う以下の外国投資信託の受益証券に投資を行います。

バミューダ籍円建外国投資信託

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド

PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド

各外国投資信託の受益証券への投資比率は、原則として、市況動向および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

投資対象とする外国投資信託の概要

ファンド名	PIMCOバミューダ変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	PIMCOバミューダ変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド
運用方針	元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化をめざします。為替については、日本円以外の通貨建てのポジションは、原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、対象通貨以外の為替予約取引等を使って行うこともあります（いわゆるクロスヘッジ）。	元本の維持と慎重な投資運用に配慮しつつ、トータル・リターンを最大化をめざします。為替については、日本円以外の通貨建てのポジションは、原則フルヘッジします。ただし、状況により完全にフルヘッジできない場合があります。また、為替ヘッジの一部について、対象通貨以外の為替予約取引等を使って行うこともあります（いわゆるクロスヘッジ）。

<p>主要運用対象</p>	<p>通常、純資産の60%以上を変動利付日本国債と米ドル建債券、およびその派生商品に投資します。円建、米ドル建以外の債券、およびその派生商品への投資も可能とします。</p> <p>派生商品は、先渡し取引、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引等を含みます。</p> <p>投資可能な主な債券は以下のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本または日本以外の政府、政府の部局、省庁または政府系機関の債務、および米国政府、米国政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券（以上を併せて「政府債」といいます。） ・現先取引および逆現先取引 ・米国の州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券 ・国際機関の債券 ・日本の、または日本国籍以外の発行体が発行する社債、転換社債、およびコマーシャル・ペーパー ・モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券 ・政府および企業が発行したインフレ連動債 ・仕組債（ハイブリッド証券または「インデックス」証券、イベント連動債およびローンパーティシペーションを含む。） ・ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ ・譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形 	<p>通常、純資産の60%以上を変動利付日本国債と米ドル建以外の債券、およびその派生商品に投資します。米ドル建債券、およびその派生商品への投資も可能とします。</p> <p>派生商品は、先渡し取引、オプション取引、先物取引、先物オプション取引、スワップ取引等を含みます。</p> <p>投資可能な主な債券は以下のものを含みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本または日本以外の政府、政府の部局、省庁または政府系機関の債務、および米国政府、米国政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券（以上を併せて「政府債」といいます。） ・現先取引および逆現先取引 ・米国の州または地方の政府、政府の部局またはその他の政府系機関が発行した債券 ・国際機関の債券 ・日本の、または日本国籍以外の発行体が発行する社債、転換社債、およびコマーシャル・ペーパー ・モーゲージ関連証券およびその他のアセット・バック証券 ・政府および企業が発行したインフレ連動債 ・仕組債（ハイブリッド証券または「インデックス」証券、イベント連動債およびローンパーティシペーションを含む。） ・ディレード・ファンディング・ローンおよびリボルビング・クレジット・ファシリティ ・譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形
---------------	--	---

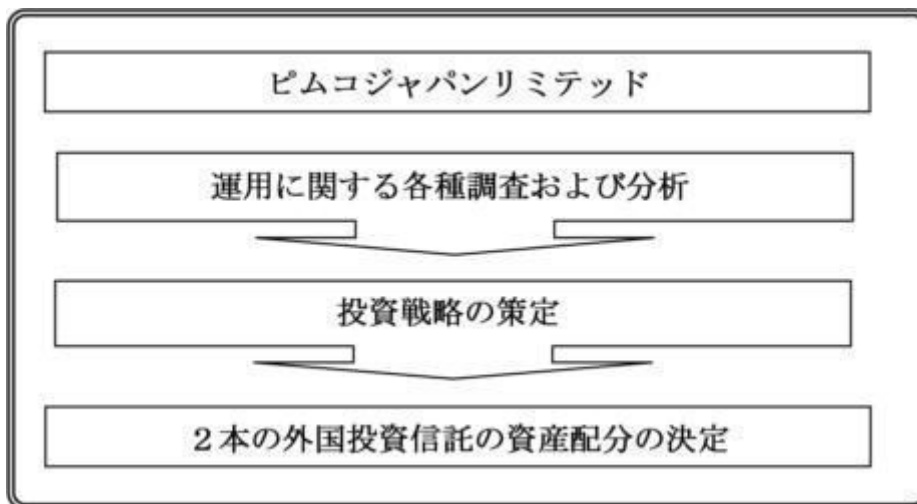
<p>投資制限</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ムーディーズ社や株式会社格付投資情報センター等著名な格付機関からの格付において、Baa3 / BBB - 格以上の投資適格債券に投資します。ファンドの平均格付はA3 / A - 格以上とします。 ・デュレーションは、NOMURA変動利付国債インデックスのデュレーションの±2年以内で変動させるものとします。 ・エマージング国の発行体の債券への投資は、本ファンドの純資産の10%まで可能とします。 ・本ファンドは、1銘柄の債券または1つの発行体の債券に純資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府債はこの限りではなく、政府債に制限はありません。 ・本ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、本ファンドの純資産を超えないものとします。 ・借入の合計金額が本ファンドの純資産の10%を超える借入残高が生じる借入は行えないものとします。ただし、異常時または緊急時においては、一時的に10%を超えることも許容されます。ここに、借入とは、銀行からの借入をいい、したがって、逆現先契約またはダラー・ロールは、上記の10%の対象とはなりません。 ・1つの会社（投資会社を含みます。）の発行済株式総数の過半数の株式を取得しません。 ・非登録株式、非公開株式、または流動性の低い証券関連商品への投資は最大15%までとします。仮に、本ファンドが私募株式、非登録株式またはその他の流動性の乏しい投資対象に投資する場合には、それらの証券を公正に評価します。 ・管理会社による本ファンドの受益権者の保護に反し、または、本ファンドの財産の適正な運用を損なう取引、例えば、管理会社の利益または受益権者以外の第三者の利益のために管理会社によってなされる取引は禁止されます。 ・本ファンドは、少なくとも純資産の50%を日本の金融商品取引法（昭和23 	<ul style="list-style-type: none"> ・ムーディーズ社や株式会社格付投資情報センター等著名な格付機関からの格付において、Baa3 / BBB - 格以上の投資適格債券に投資します。ファンドの平均格付はA3 / A - 格以上とします。 ・デュレーションは、NOMURA変動利付国債インデックスのデュレーションの±2年以内で変動させるものとします。 ・エマージング国の発行体の債券への投資は、本ファンドの純資産の10%まで可能とします。 ・本ファンドは、1銘柄の債券または1つの発行体の債券に純資産の10%を限度として投資することができます。ただし、政府債はこの限りではなく、政府債に制限はありません。 ・本ファンドは、全体のポートフォリオ運用戦略の一環として、または債券価格の下落を相殺するために、空売りを行うことができます。ただし、本ファンドの純資産を超えないものとします。 ・借入の合計金額が本ファンドの純資産の10%を超える借入残高が生じる借入は行えないものとします。ただし、異常時または緊急時においては、一時的に10%を超えることも許容されます。ここに、借入とは、銀行からの借入をいい、したがって、逆現先契約またはダラー・ロールは、上記の10%の対象とはなりません。 ・1つの会社（投資会社を含みます。）の発行済株式総数の過半数の株式を取得しません。 ・非登録株式、非公開株式、または流動性の低い証券関連商品への投資は最大15%までとします。仮に、本ファンドが私募株式、非登録株式またはその他の流動性の乏しい投資対象に投資する場合には、それらの証券を公正に評価します。 ・管理会社による本ファンドの受益権者の保護に反し、または、本ファンドの財産の適正な運用を損なう取引、例えば、管理会社の利益または受益権者以外の第三者の利益のために管理会社によってなされる取引は禁止されます。 ・本ファンドは、少なくとも純資産の50%を日本の金融商品取引法（昭和23
-------------	---	---

	年法律第25号)に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパー、株式など）ならびに有価証券等に関する派生商品に投資します。	年法律第25号)に定める「有価証券」の定義に該当する有価証券（企業または政府の債務証券、コマーシャル・ペーパー、株式など）ならびに有価証券等に関する派生商品に投資します。
決算日	原則として毎年10月31日	
分配方針	四半期毎に、運用収益から分配を行う方針です。	
投資顧問会社	パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー	

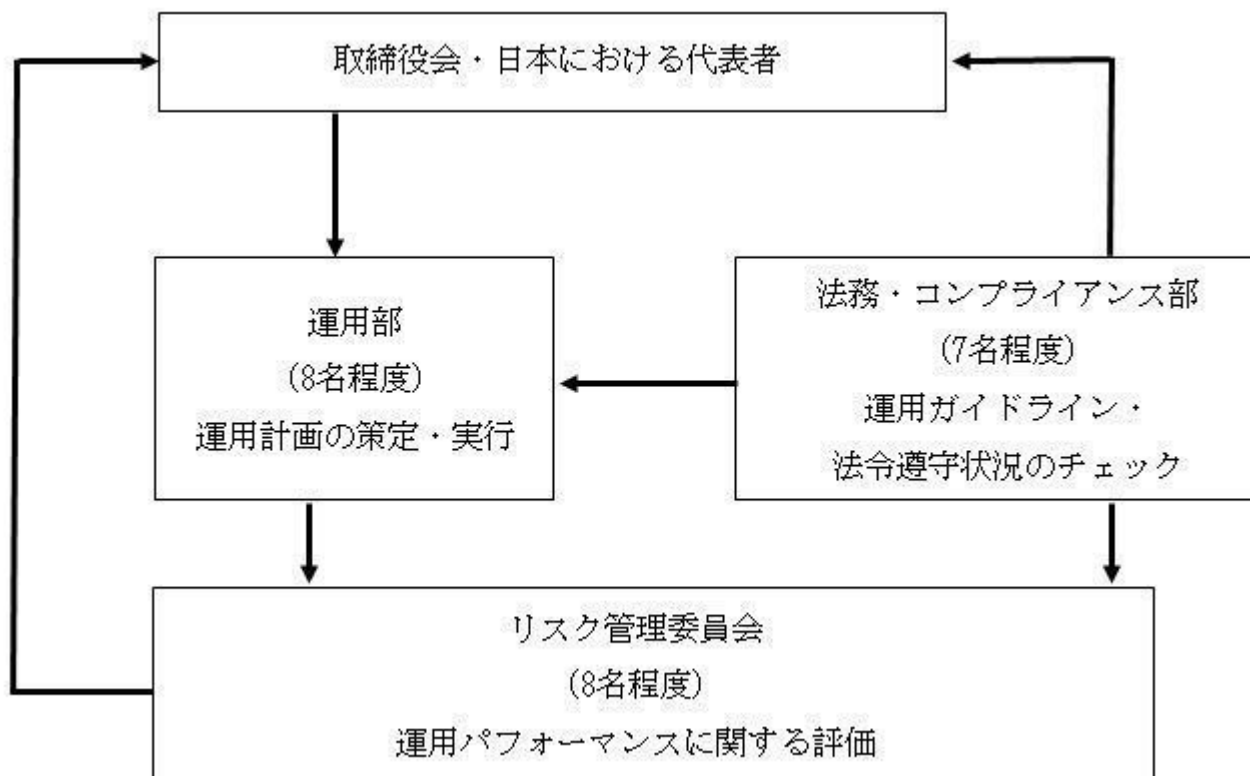
(3) 【運用体制】

ファンドの運用は、ピムコジャパンリミテッドの運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて、2本の外国投資信託の資産配分の決定を行います。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

投資対象の2本の外国投資信託（PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド）は、PIMCOが運用します。



委託会社の運用体制における内部管理および意思決定を監督する組織等は以下のとおりです。



運用に関する主な社内規定は以下のとおりです。

内部者取引未然防止規程
最良執行に関する規程

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託会社等につき、外部監査法人による内部統制が有効に機能している旨の監査報告書を定期的に受領しております。

上記運用体制は平成25年9月末日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

分配対象額の範囲

利益金額から諸経費、信託報酬および信託報酬等に係る消費税等を控除した金額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

（５）【投資制限】

投資対象とする外国投資信託の受益証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。投資対象とする外国投資信託の受益証券への投資割合に制限を設けません。

有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの運用による損益は、すべて投資者の皆様様に帰属します。ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の皆様様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、主に外国投資信託の受益証券に投資を行い、投資対象とする外国投資信託は主に円建または外貨建の公社債等に投資します。組入債券は、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化等で値動きし、為替相場の影響も受けるため、ファンドの基準価額も変動します。また、低格付債券については、上位に格付された債券に比べ、利払い・元本返済の不履行または遅延等のいわゆるデフォルト・リスクが高くなります。

ファンドは、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。ファンドの受益権の取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。

投資対象とする外国投資信託の主なリスクは以下のとおりです。したがって、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

変動利付日本国債の価格変動リスク

外国投資信託が主な投資対象とする変動利付日本国債は、一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。加えて、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。

流動性リスク

公社債など有価証券には、市場規模や取引量が少ないために組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない等のリスクがあります。

信用リスク

公社債の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合または予想される場合、公社債等の価格が下落するリスクがあります（価格がゼロになることもあります。）。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下がる要因となります。ファンドが組入れを行う外国投資信託では、外貨建債券の為替リスクは原則フルヘッジを行います。

公社債の価格変動リスク

安定した付加価値の獲得を追求するため、外国投資信託はその他国内外の債券にも投資を行います。これらの債券は一般的に、金利が上昇した場合には債券の価格は下落するなど、金利変動により債券価格が変動するリスクがあります。その価格変動は残存期間、発行の条件等によりばらつきがあります。

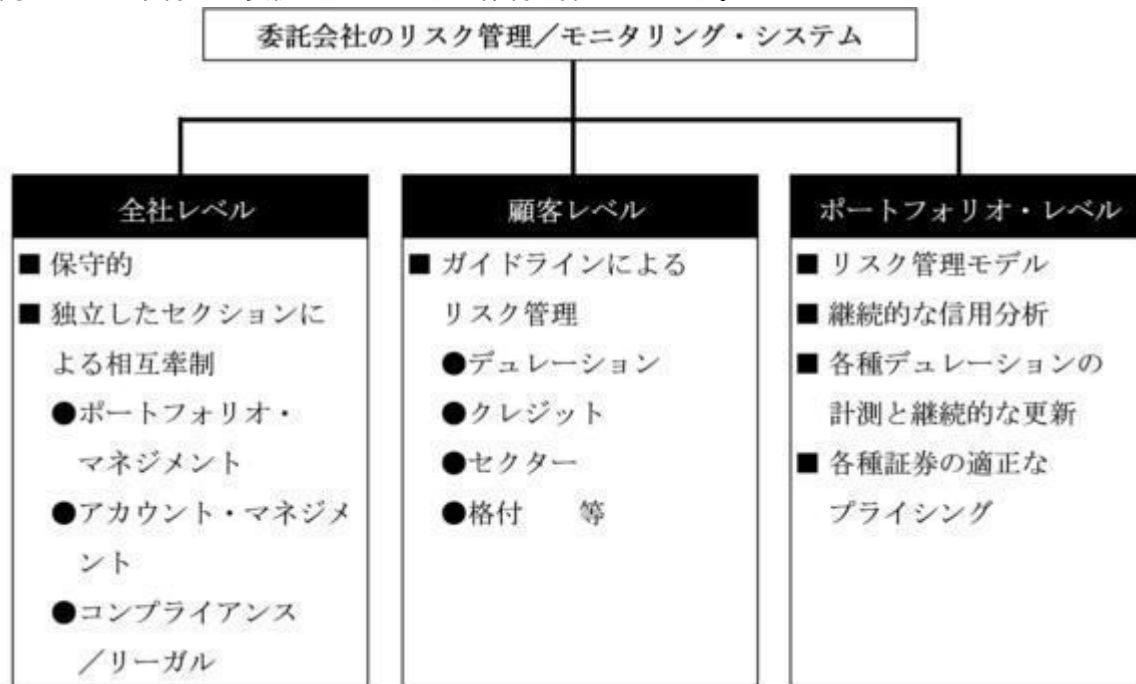
デリバティブに関するリスク

デリバティブは、流動性リスク、金利リスク、市場リスク、信用リスク、経営リスク等といった多数のリスクにさらされます。デリバティブにはまた、価格設定ミス・不適切な評価のリスクおよびデリバティブの価値の変動が原資産、レートまたはインデックスと完全には連動しないというリスクも伴います。デリバティブ商品に投資する場合、ファンドおよび投資対象とする外国投資信託は、投資した元本以上の損失を被る可能性があります。

(2) 投資リスクに対する委託会社の管理体制について

実効性のあるリスク管理を行うため、委託会社では全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マ

ネージメント部）、コンプライアンス/リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。



4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料には、消費税等に相当する金額がかかります。

申込手数料率は、1.575%^{*}（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定めるものとします。

*消費税率が8%になった場合は、1.62%となります。

具体的な申込手数料につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド
ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>
電話番号 03-5777-8150
(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

(3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に次に定めた率を乗じて得た額とします。

直近3回の新発10年固定利付日本国債の利率の平均により、以下の通りとします。

利率の平均	総報酬	委託会社	販売会社	受託会社
2.5%以下の場合	0.6825% ^{*1} (税抜0.65%)	(税抜0.355%)	(税抜0.27%)	(税抜0.025%)
2.5%超 3.5%以下の場合	0.7875% ^{*2} (税抜0.75%)	(税抜0.405%)	(税抜0.32%)	(税抜0.025%)

3.5%超の場合	0.8925% ^{*3} (税抜0.85%)	(税抜0.455%)	(税抜0.37%)	(税抜0.025%)
----------	------------------------------------	------------	-----------	------------

*消費税率が8%になった場合は、*1から*3はそれぞれ0.702%、0.810%、0.918%となります。

前記に規定する信託報酬の率は、毎月末に見直し、翌月の第一営業日に変更するものとします。信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

（４）【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産の財務諸表の監査に要する費用、ならびに当該費用に係る消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、監査費用を除く当該費用については、運用状況などに応じて変動するため、具体的な金額および計算方法等を示すことができません。

監査に要する費用は、ファンド全体で年間約105万円^{*}（税抜100万円）とします。

*消費税率が8%になった場合は、108万円となります。

信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用に係る消費税等相当額は、毎計算期末に支弁します。

ファンドが投資対象とする外国投資信託については、信託報酬はかかりません。ただし、ファンドが投資対象とする外国投資信託における売買にかかる売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額等がかかります。

上記費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

個人受益者および内国法人である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金を受け取る時

平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	
収益分配金	普通分配金については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。 元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、10.147%（所得税7.147%および地方税3%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。 なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。
平成26年1月1日から	
収益分配金	普通分配金については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（申告不要）となります。 元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税となります。この場合、源泉徴収ありの特定口座については、原則として申告不要です。 なお、解約時および償還時に損失が生じた場合は、確定申告等により、上場株式等の譲渡益および配当所得（配当金や収益分配金等）との間の損益通算が可能です。

確定申告を行い、総合課税（配当控除の適用なし）または申告分離課税を選択することもできます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成 26 年 1 月 1 日以降の非課税制度です。NISA をご利用の場合、毎年、年間100 万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が 5 年間非課税となります。ご利用になれるのは、満 20 歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 買取請求の取扱い

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金を受け取る時

平成25年1月1日から平成25年12月31日まで	
収益分配金	普通分配金については、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、7.147%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。
平成26年1月1日から	
収益分配金	普通分配金については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。 元本払戻金（特別分配金）は課税されません。
解約金・償還金	解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収となります。

2) 益金不算入制度

当ファンドには、益金不算入制度の適用はありません。

個別元本について

- 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。
- 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

個別元本超過額について

- 償還金・解約金を受け取る場合、1口当たりの課税前の受取金額（解約金については、信託財産留保額がある場合は、信託財産留保額を差し引いた額）が前記の1口当たりの個別元本を上回る金額をいいます。
- この個別元本超過額が所得税および地方税の課税の対象となります。

普通分配金と特別分配金について

- 収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」の区分があります。
- 受益者が収益分配金を受け取る際
 - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
 - 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、収益分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した金額が普通分配金となります。

税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。
 ファンドの会計上・税務上の取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5【運用状況】

以下の運用状況は2013年 9月30日現在です。

- ・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	バミューダ	4,994,028,894	100.02
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		910,648	0.02
合計(純資産総額)		4,993,118,246	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO バミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド	299,886	10,009	3,001,559,015	10,026	3,006,657,036	60.22
バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO バミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	200,118	9,890	1,979,167,020	9,931	1,987,371,858	39.80

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	100.02
合計	100.02

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2005年 3月10日)	16,267	16,323	1.0031	1.0066
第2計算期間末 (2005年 9月12日)	21,237	21,297	0.9920	0.9948
第3計算期間末 (2006年 3月10日)	16,308	16,350	0.9486	0.9510
第4計算期間末 (2006年 9月11日)	12,245	12,298	0.9435	0.9476
第5計算期間末 (2007年 3月12日)	11,342	11,401	0.9309	0.9357
第6計算期間末 (2007年 9月10日)	10,528	10,579	0.9225	0.9270
第7計算期間末 (2008年 3月10日)	10,116	10,164	0.9289	0.9333
第8計算期間末 (2008年 9月10日)	9,493	9,532	0.8785	0.8821
第9計算期間末 (2009年 3月10日)	8,653	8,687	0.8382	0.8415
第10計算期間末 (2009年 9月10日)	9,005	9,033	0.9056	0.9084
第11計算期間末 (2010年 3月10日)	8,466	8,493	0.9291	0.9320
第12計算期間末 (2010年 9月10日)	7,362	7,382	0.9390	0.9416
第13計算期間末 (2011年 3月10日)	7,138	7,150	0.9445	0.9461
第14計算期間末 (2011年 9月12日)	6,225	6,238	0.9491	0.9511
第15計算期間末 (2012年 3月12日)	5,505	5,512	0.9526	0.9539
第16計算期間末 (2012年 9月10日)	5,381	5,385	0.9637	0.9645
第17計算期間末 (2013年 3月11日)	5,208	5,211	0.9684	0.9690
第18計算期間末 (2013年 9月10日)	4,981	4,983	0.9652	0.9656
2012年 9月末日	5,239		0.9645	
10月末日	5,246		0.9658	
11月末日	5,250		0.9666	
12月末日	5,256		0.9676	
2013年 1月末日	5,266		0.9695	
2月末日	5,263		0.9690	
3月末日	5,212		0.9686	
4月末日	5,173		0.9710	
5月末日	5,170		0.9704	
6月末日	5,143		0.9652	
7月末日	5,037		0.9664	
8月末日	5,023		0.9638	
9月末日	4,993		0.9674	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2004年 7月30日～2005年 3月10日	0.0035

第2期	2005年 3月11日～2005年 9月12日	0.0028
第3期	2005年 9月13日～2006年 3月10日	0.0024
第4期	2006年 3月11日～2006年 9月11日	0.0041
第5期	2006年 9月12日～2007年 3月12日	0.0048
第6期	2007年 3月13日～2007年 9月10日	0.0045
第7期	2007年 9月11日～2008年 3月10日	0.0044
第8期	2008年 3月11日～2008年 9月10日	0.0036
第9期	2008年 9月11日～2009年 3月10日	0.0033
第10期	2009年 3月11日～2009年 9月10日	0.0028
第11期	2009年 9月11日～2010年 3月10日	0.0029
第12期	2010年 3月11日～2010年 9月10日	0.0026
第13期	2010年 9月11日～2011年 3月10日	0.0016
第14期	2011年 3月11日～2011年 9月12日	0.0020
第15期	2011年 9月13日～2012年 3月12日	0.0013
第16期	2012年 3月13日～2012年 9月10日	0.0008
第17期	2012年 9月11日～2013年 3月11日	0.0006
第18期	2013年 3月12日～2013年 9月10日	0.0004

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2004年 7月30日～2005年 3月10日	0.66
第2期	2005年 3月11日～2005年 9月12日	0.83
第3期	2005年 9月13日～2006年 3月10日	4.13
第4期	2006年 3月11日～2006年 9月11日	0.11
第5期	2006年 9月12日～2007年 3月12日	0.83
第6期	2007年 3月13日～2007年 9月10日	0.42
第7期	2007年 9月11日～2008年 3月10日	1.17
第8期	2008年 3月11日～2008年 9月10日	5.04
第9期	2008年 9月11日～2009年 3月10日	4.21
第10期	2009年 3月11日～2009年 9月10日	8.38
第11期	2009年 9月11日～2010年 3月10日	2.92
第12期	2010年 3月11日～2010年 9月10日	1.35
第13期	2010年 9月11日～2011年 3月10日	0.76
第14期	2011年 3月11日～2011年 9月12日	0.70
第15期	2011年 9月13日～2012年 3月12日	0.51
第16期	2012年 3月13日～2012年 9月10日	1.25
第17期	2012年 9月11日～2013年 3月11日	0.55
第18期	2013年 3月12日～2013年 9月10日	0.29

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2004年 7月30日～2005年 3月10日	17,618,984,655	1,402,415,940
第2期	2005年 3月11日～2005年 9月12日	8,024,771,266	2,831,316,024
第3期	2005年 9月13日～2006年 3月10日	1,302,328,035	5,519,175,845
第4期	2006年 3月11日～2006年 9月11日	210,267,150	4,425,304,357
第5期	2006年 9月12日～2007年 3月12日	43,139,147	837,157,227
第6期	2007年 3月13日～2007年 9月10日	48,197,320	819,648,097
第7期	2007年 9月11日～2008年 3月10日	43,732,674	565,640,148
第8期	2008年 3月11日～2008年 9月10日	40,907,127	124,394,194
第9期	2008年 9月11日～2009年 3月10日	35,093,412	517,684,883
第10期	2009年 3月11日～2009年 9月10日	32,101,010	411,576,048
第11期	2009年 9月11日～2010年 3月10日	24,654,585	856,654,594
第12期	2010年 3月11日～2010年 9月10日	22,131,570	1,294,913,475
第13期	2010年 9月11日～2011年 3月10日	18,648,494	301,474,848
第14期	2011年 3月11日～2011年 9月12日	11,099,457	1,009,502,719
第15期	2011年 9月13日～2012年 3月12日	11,919,543	792,029,995
第16期	2012年 3月13日～2012年 9月10日	6,683,496	201,371,213
第17期	2012年 9月11日～2013年 3月11日	3,872,714	209,880,286
第18期	2013年 3月12日～2013年 9月10日	2,802,159	220,018,378

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

参考情報

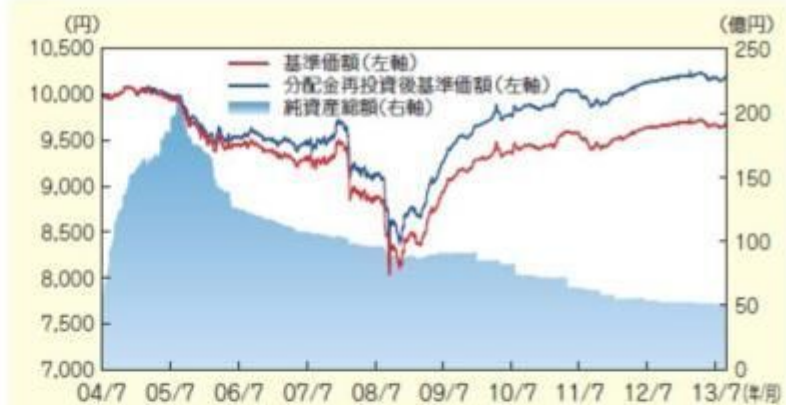


運用実績

2013年9月30日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額	9,674円
純資産総額	49.93億円



・分配金再投資後基準価額は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

分配の推移（税引前、1万口あたり）

2011年9月	2012年3月	2012年9月	2013年3月	2013年9月	設定以来累計
20円	13円	8円	6円	4円	484円

主要な資産の状況

■ ファンドの一般的特性

平均利率(%)*	0.7
平均直接利回り(%)*	0.7
平均デュレーション(年)	1.1
平均格付**	AA

* ポートフォリオの保有債券について加重平均したもので、為替ヘッジコスト等は考慮されておりません。従ってファンドのトータルリターンを示唆するものではありません。

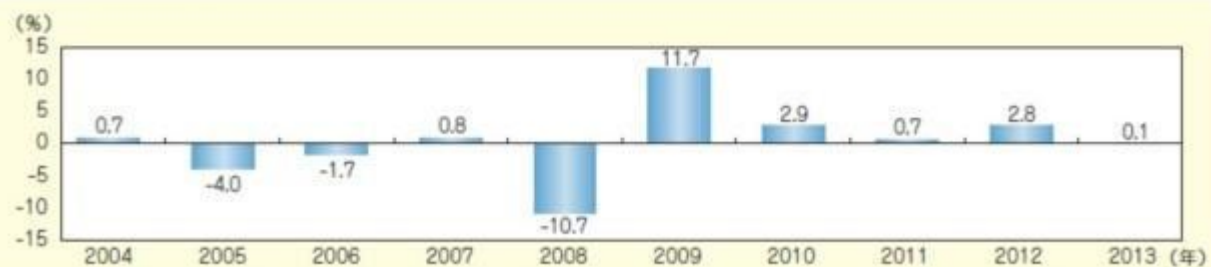
** 短期資産同等資産は除外して計算しております。平均格付とは、基準日時点で投資信託財産が保有している有価証券に係る信用格付を加重平均したものであり、当該投資信託受益証券に係る信用格付ではありません。

*** 投資対象とする外国投資信託の組入銘柄です。

■ 変動利付日本国債組入上位 10 銘柄***

	保有銘柄	クーポン(%)	時価構成比(%)
1	変動利付日本国債 45回債	0.15	17.3
2	変動利付日本国債 24回債	0.20	13.3
3	変動利付日本国債 11回債	0.00	11.2
4	変動利付日本国債 29回債	0.00	11.1
5	変動利付日本国債 36回債	0.00	11.1
6	変動利付日本国債 19回債	0.00	10.6
7	変動利付日本国債 48回債	0.40	9.9
8	変動利付日本国債 37回債	0.00	8.8
9	変動利付日本国債 33回債	0.00	5.2
10	変動利付日本国債 10回債	0.00	1.7

年間収益率の推移



・ファンドの年間収益率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

・2004年は設定日（7月30日）から年末までの騰落率。

・2013年は9月末までの騰落率。

※上記は過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

1【申込（販売）手続等】

1) お申込みの受付場所

ファンドの取得のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

2) 申込単位

一般口	(新規申込時) 5,000万口以上1口単位 (追加申込時) 1万口以上1口単位
累投口	(新規申込時) 5,000万円以上1円単位 (追加申込時) 1万円以上1円単位

販売会社は受益権の申込単位をそれぞれ定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3) 申込受付日、不可日および受付時間

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、お申込みが可能です。
- ・原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付中止および既に受け付けたお申込みの取消しを行うことがあります。
- ・取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

4) 申込価額

お申込日の翌営業日の基準価額

なお、お申込金額には、1.575%^{*}（税抜 1.5%）を上限として、各取扱販売会社が定める手数料および手数料にかかる消費税等が加算されます。

* 消費税率が8%になった場合は、1.62%となります。

2【換金（解約）手続等】

1) 換金請求の受付場所

ファンドの換金のお申込みは、販売会社の本支店営業所等において取り扱います。

2) 換金単位

1口単位をもって換金を請求することができます。

販売会社によって異なる場合があります。

3) 換金請求の受付日および受付時間

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日を除く毎日、換金のお申込みが可能です。
- ・ただし、換金のお申込日から解約金の支払開始日までの期間中（換金の請求日および解約金の支払開始日を除く）の全ての日がニューヨーク証券取引所の休業日に当たる場合には換金のお申込みをお受けできません。
- ・原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金請求の受付中止および既に受け付けた請求の取消しを行うことがあります。
- ・換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

4) 解約価額

換金のお申込日の翌営業日の基準価額

なお、ご解約の際、換金（解約）手数料はかかりません。

5) 換金の制限について

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額を基準価額とします。なお、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されません。

基準価額の算出

基準価額は原則として委託会社の営業日において日々算出されます。

基準価額の照会方法等

直近の基準価額につきましては、販売会社にお問い合わせ頂くか、委託会社のホームページをご覧ください。

ピムコジャパンリミテッド

ホームページアドレス <http://japan.pimco.com/>

電話番号 03-5777-8150

(9:00-17:00 土、日、祝日は除く)

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします（平成16年7月30日設定）。

(4)【計算期間】

毎年3月11日から9月10日および9月11日から翌年3月10日までとすることを原則とします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

信託の終了

- (a) 委託会社は、信託期間中に、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむをえない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出るものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託契約の解約を行いません。
- (e) 委託会社は、信託契約の解約を行わないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (f) 前記(c)から(e)の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記(c)の一定の期間が一月を下らずその公告および書面の交付を行うことが困難な場合は、適用しないものとします。
- (g) 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (h) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記 (d)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (i) 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した後、または委託会社または受益者の請求にもとづき裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

収益分配金、一部解約金ならびに償還金の支払日および時効

- (a) 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に販売会社において支払います。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。また、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- (b) 一部解約金は、一部解約の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から支払います。
- (c) 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- (d) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

運用報告書

委託会社は、年2回（3月および9月の計算期間終了日後）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知れている受益者に、販売会社を通じて交付します。

信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときは、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出るものとします。
- (b) 委託会社は、前記(a)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付した

ときは、原則として、公告を行いません。

- (c) 前記(b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (d) 前記(c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更を行いません。
- (e) 委託会社は、前記(d)の規定により信託約款の変更を行わないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

反対者の買取請求権

前記 の信託の終了または前記 の信託約款の変更を行う場合において、前記 (c) または前記 (c) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改等に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、契約締結日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社、販売会社のいずれからも何等の意思表示のないときは、原則として自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの収益分配金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

償還金受領権

- 1) 受益者は、ファンドの償還金を、持分に応じて受領する権利を有します。
- 2) 受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は、委託会社に帰属します。

解約請求権

受益者は、受益権の解約を販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドの計算期間は6ヶ月であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。
- (3) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（平成25年 3月12日より平成25年 9月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス 】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第17期 平成25年 3月11日現在	第18期 平成25年 9月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,485,196	21,627,742
投資信託受益証券	5,205,903,458	4,980,048,595
未収入金	52,683,008	-
未収利息	32	11
流動資産合計	5,282,071,694	5,001,676,348
資産合計	5,282,071,694	5,001,676,348
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	3,227,035	2,064,470
未払解約金	52,160,270	-
未払受託者報酬	689,315	676,309
未払委託者報酬	17,232,619	16,907,611
その他未払費用	525,000	525,000
流動負債合計	73,834,239	20,173,390
負債合計	73,834,239	20,173,390
純資産の部		
元本等		
元本	5,378,391,762	5,161,175,543
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 ()	170,154,307	179,672,585
(分配準備積立金)	7,260,013	4,898,706
元本等合計	5,208,237,455	4,981,502,958
純資産合計	5,208,237,455	4,981,502,958
負債純資産合計	5,282,071,694	5,001,676,348

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期		第18期	
	自	平成24年 9月11日 至 平成25年 3月11日	自	平成25年 3月12日 至 平成25年 9月10日
営業収益				
受取配当金		3,482,842		2,398,760
受取利息		699		429
有価証券売買等損益		43,857,830		997,067
営業収益合計		47,341,371		3,396,256
営業費用				
受託者報酬		689,315		676,309
委託者報酬		17,232,619		16,907,611
その他費用		525,000		525,000
営業費用合計		18,446,934		18,108,920
営業利益又は営業損失（ ）		28,894,437		14,712,664
経常利益又は経常損失（ ）		28,894,437		14,712,664
当期純利益又は当期純損失（ ）		28,894,437		14,712,664
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		411,842		386,739
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		202,894,536		170,154,307
剰余金増加額又は欠損金減少額		7,625,249		6,960,666
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		7,625,249		6,960,666
剰余金減少額又は欠損金増加額		140,580		88,549
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		140,580		88,549
分配金		3,227,035		2,064,470
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		170,154,307		179,672,585

（ 3 ）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、当該投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他	当該財務諸表の計算期間は前期末が休日のため、平成25年 3月12日から平成25年 9月10日までとなります。

（貸借対照表に関する注記）

	第17期 平成25年 3月11日現在	第18期 平成25年 9月10日現在
1. 元本額の推移		
期首元本額	5,584,399,334円	5,378,391,762円
期中追加設定元本額	3,872,714円	2,802,159円
期中一部解約元本額	209,880,286円	220,018,378円
2. 受益権の総数	5,378,391,762口	5,161,175,543口
3. 元本の欠損		
純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	170,154,307円	179,672,585円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第17期 自 平成24年 9月11日 至 平成25年 3月11日		第18期 自 平成25年 3月12日 至 平成25年 9月10日
分配金の計算過程			分配金の計算過程
A 計算期末における費用控除後の配当等収益	2,114,778円		A 計算期末における費用控除後の配当等収益 - 円
B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益	- 円		B 費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 - 円
C 信託約款に定める収益調整金	2,760,058円		C 信託約款に定める収益調整金 2,652,215円
D 信託約款に定める分配準備積立金	8,372,270円		D 信託約款に定める分配準備積立金 6,963,176円
E 分配対象収益（A + B + C + D）	13,247,106円		E 分配対象収益（A + B + C + D） 9,615,391円
F 当ファンドの期末残存口数	5,378,391,762口		F 当ファンドの期末残存口数 5,161,175,543口
G 分配対象収益（1万口当たり）	24円		G 分配対象収益（1万口当たり） 18円
H 分配金額（1万口当たり）	6円		H 分配金額（1万口当たり） 4円
I 分配金額	3,227,035円		I 分配金額 2,064,470円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
-----------------	--

2.金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は投資信託受益証券であり、売買目的で保有しております。投資対象とする金融商品の主なリスクは以下のとおりです。</p> <p>変動利付日本国債の価格変動リスク</p> <p>流動性リスク</p> <p>信用リスク</p> <p>為替変動リスク</p> <p>公社債の価格変動リスク</p> <p>デリバティブに関するリスク</p>
3.金融商品に係るリスク管理体制	<p>実効性のあるリスク管理を行うため、委託会社では全ての取引およびポートフォリオについて、ポートフォリオ・マネジメント（主として運用部）、アカウント・マネジメント（主としてアカウント・マネージメント部）、コンプライアンス/リーガル（主として法務・コンプライアンス部）の独立した3部門が互いに牽制しあう形でモニターする体制を採っています。</p>

金融商品の時価等に関する事項

	第17期 自 平成24年 9月11日 至 平成25年 3月11日	第18期 自 平成25年 3月12日 至 平成25年 9月10日
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2.時価の算定方法	<p>有価証券 「（3）注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等）については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価格を時価としております。</p>	<p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引 同左</p> <p>上記以外の金融商品 同左</p>
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

第17期（平成25年 3月11日現在）

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
----	-------------------

投資信託受益証券	43,074,230
合計	43,074,230

第18期（平成25年 9月10日現在）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
投資信託受益証券	899,540
合計	899,540

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第17期 平成25年 3月11日現在	第18期 平成25年 9月10日現在
1口当たり純資産額	0.9684円	0.9652円
(1万口当たり純資産額)	(9,684円)	(9,652円)

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	PIMCO パミューダ 変動利付日本国債 U.S. ストラテジー・ファンド	200,091	1,978,899,990	
	PIMCO パミューダ 変動利付日本国債 フォーリン・ストラテジー・ファンド	299,845	3,001,148,605	
合計		499,936	4,980,048,595	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考情報）

ファンドは「PIMCOパミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンド」および「PIMCOパミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これらの投資信託受益証券です。

これらの投資信託受益証券の状況は以下のとおりです。なお、以下に記載した情報は監査対象外です。

PIMCOパミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンドの内容

損益計算書

科 目	期 別	自 2011年11月 1日 至 2012年10月31日
		金 額 （千米ドル）
投資収益		
利息（外国税控除後）		379
その他の収益		0
収益合計		379
費用		
利息費用		37

費用合計	37
投資純利益	342
実現 / 未実現純利益(損失)	
投資証券に係る実現純利益(損失)	744
先物契約に係る実現純利益(損失)	200
オプションに係る実現純利益(損失)	57
スワップに係る実現純利益(損失)	(229)
外国通貨取引に係る実現純利益(損失)	916
投資証券(外国税控除後)に係る未実現純利益(損失)の変動額	(1,687)
先物契約に係る未実現純利益(損失)の変動額	(118)
オプションに係る未実現純利益(損失)の変動額	(42)
スワップに係る未実現純利益(損失)の変動額	268
外貨建資産及び負債の換算に係る未実現純利益(損失)の変動額	(257)
純利益(損失)	(148)
運用の結果による資産の純増加(減少)額	194
外国源泉税	0

(注) データ提供元: PIMCO (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)

組入れ資産の明細 (2013年9月10日現在)

銘柄名	利率	額面金額	評価額		償還年月日	
			外貨建金額	邦貨換算金額		
(アメリカ)	%	千米ドル	千米ドル	千円		
国債	U S TREASURY NOTE	1.250000	1,342	1,348	134,318	2014/ 2 / 15
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	700	699	69,699	2014/ 2 / 6
国債	U S TREASURY NOTE	0.250000	700	700	69,771	2014/ 8 / 31
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	600	599	59,742	2014/ 1 / 9
国債	U S TREASURY NOTE	1.000000	500	501	49,953	2014/ 1 / 15
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	400	399	39,811	2014/ 5 / 29
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	300	299	29,841	2014/ 8 / 21
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	200	199	19,914	2014/ 1 / 16
国債	U S TREASURY NOTE	0.500000	200	200	19,979	2014/ 8 / 15
国債	U S TREASURY NOTE	0.250000	200	200	19,931	2014/ 1 / 31
国債	U S TREASURY NOTE	0.625000	100	100	9,998	2014/ 7 / 15
国債	U S TREASURY NOTE	0.250000	100	100	9,962	2013/11/30
国債	U S TREASURY NOTE	0.250000	100	100	9,967	2014/ 6 / 30
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	112	112	11,152	2013/ 9 / 19
国債	U S TREASURY NOTE	1.250000	58	58	5,810	2014/ 3 / 15
エージェンシー債	SBAP 2005-20J 1	5.090000	109	116	11,647	2025/10/ 1
エージェンシー債	SBAP 2005-20B 1	4.625000	33	36	3,593	2025/ 2 / 1
エージェンシー債	SBIC 2004-P10B 1 SEQ	4.754000	7	7	754	2014/ 8 / 10
社債	STADSHYPOTEK AB COVERED FRN 144A	0.825600	400	400	39,840	2013/ 9 / 30
社債	AMERICAN INTL GROUP 144A	3.750000	200	201	20,045	2013/11/30
社債	DAI-ICHI MUTUAL LIFE SRSUB REGS	5.730000	200	202	20,209	2014/ 3 / 17
社債	GATX FIN INC NT	6.000000	150	165	16,435	2018/ 2 / 15
社債	CITIGROUP INC NT	6.000000	100	101	10,097	2013/12/13
社債	RCI BANQUE SA UNSEC 144A	2.139100	100	100	9,989	2014/ 4 / 11
社債	ORIX CORP SR UNSECURED YANKEE	4.710000	60	62	6,261	2015/ 4 / 27
社債	NOMURA HOLDINGS INC SR UNSEC MTN	2.000000	50	49	4,936	2016/ 9 / 13
社債	ORIX CORP	5.000000	20	21	2,117	2016/ 1 / 12

モーゲージ債	CWHL 2005-HYB9 3A2A 12MLIB+175	2.783000	231	200	19,930	2036/ 2 / 20
モーゲージ債	CRGT 2005-2 A1 3MLIB+6	0.324700	205	203	20,296	2037/ 8 / 14
モーゲージ債	FNW 2004-W12 1A1 WM31 WC6.26	6.000000	132	148	14,799	2044/ 7 / 25
モーゲージ債	SWAN 2006-1E A1 3MLIB+8 REGS	0.424700	119	119	11,852	2037/ 5 / 12
モーゲージ債	WAMU 2005-AR15 A1A1 1MLIB+26	0.444060	79	71	7,069	2045/11/25
モーゲージ債	SMHL 2010-2E A1 3MLIB+120	1.469900	45	45	4,500	2041/10/ 9
モーゲージ債	FSPC T-61 1A1 12MTA+140	1.563000	36	37	3,707	2044/ 7 / 25
モーゲージ債	FNGT 2004-T3 1A1 WM30 WC6.63	6.000000	33	38	3,810	2044/ 2 / 25
モーゲージ債	FNR 2003-34 A1 WM29 WC7.54	6.000000	26	29	2,925	2043/ 4 / 25
モーゲージ債	MSSTR 2005-1 2A1 WM16 WC6.453	6.203096	11	12	1,230	2017/ 9 / 25
モーゲージ債	FH ARM #1B2315 1YRLIB+177.8 10.4	2.462000	11	12	1,197	2035/ 9 / 1
モーゲージ債	MRFC 2001-TBC1-A1 1MLIB+35	0.884060	9	8	888	2031/11/15
モーゲージ債	FNR 2005-120 NF 1MLIB+10	0.284060	8	8	837	2021/ 1 / 25
モーゲージ債	FN ARM 802467 1YRLIB+178 10.23	2.804000	8	8	877	2034/11/ 1
モーゲージ債	HVMLT 2003-1 A ARM WM33 WC5.1757	2.599240	8	8	816	2033/ 5 / 19
モーゲージ債	FNR 1994-77 FB SEQ 1MLIB+150	1.684060	7	7	733	2024/ 4 / 25
モーゲージ債	SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	0.884060	5	5	547	2034/ 3 / 19
モーゲージ債	CWALT 2006-HY12 A1 WM36 WC6.5154	3.924095	5	5	536	2036/ 8 / 25
モーゲージ債	FNR 1999-37 F 1MLIB+40	0.584060	3	3	345	2029/ 6 / 25
モーゲージ債	CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.500000	2	2	264	2033/ 4 / 25
モーゲージ債	HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	0.924060	2	2	218	2034/ 2 / 19
モーゲージ債	GNR 1999-30 FA 1MLIB+40	0.584060	0.015	0.015	1	2029/ 4 / 16
アセットバック債	LBMLT 2005-WL2 M1 1MLIB+47	0.654060	152	148	14,784	2035/ 8 / 25
アセットバック債	SASC 2005-7XS 2A1A 1MLIB+150	1.687230	116	109	10,867	2035/ 4 / 25
アセットバック債	ABFC 2004-OPT5 A1 1MLIB+35	0.884060	81	76	7,625	2034/ 6 / 25
アセットバック債	BSABS 2002-1 2A AFC 1MLIB+32	0.824060	6	6	645	2034/12/25
アセットバック債	FSPC T-32 A1 1ML +13BP	0.444060	6	6	617	2031/ 8 / 25
アセットバック債	ARC 2002-BC4-A 1MOLIB+29	0.764060	1	1	114	2032/ 7 / 25
(日本)		%	千円	千円	千円	
国債	JAPANESE GOVT BOND (2Y) #323	0.100000	430,000	429,995	429,995	2014/12/15
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#45	0.150000	350,000	363,669	363,669	2022/ 5 / 20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#24	0.070000	310,000	317,564	317,564	2018/ 9 / 20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#11	0.000000	270,000	271,545	271,545	2016/ 3 / 21
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#36	0.000000	260,000	259,856	259,856	2020/ 9 / 20
国債	JAPANESE GOVT BOND (2Y) #308	0.100000	240,000	239,998	239,998	2013/ 9 / 15
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#19	0.000000	200,000	201,461	201,461	2017/11/20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#29	0.000000	200,000	200,147	200,147	2019/ 7 / 20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#37	0.000000	190,000	192,207	192,207	2020/11/20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#48	0.400000	170,000	181,721	181,721	2023/ 5 / 20
国債	JAPANESE GOVT BOND (2Y) #313	0.100000	110,000	110,006	110,006	2014/ 2 / 15
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#33	0.000000	100,000	99,884	99,884	2020/ 3 / 20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#10	0.000000	40,000	40,243	40,243	2015/12/21
国債	JAPANESE GOVT BOND (20Y) #115	2.200000	40,000	44,695	44,695	2029/12/20
エージェンシー債	JAPAN FIN CORP MUNI ENT GLOBAL	1.350000	128,000	128,315	128,315	2013/11/26
エージェンシー債	JAPAN DEVELOPMENT BANK CO GTD GL	1.600000	90,000	91,021	91,021	2014/ 6 / 20
社債	HYPOTHEKENBANK FRANKFURT PFANDBRIEF	0.094290	60,000	59,887	59,887	2013/12/20
(イギリス)		%	千英ポンド	千英ポンド	千円	
モーゲージ債	NGATE 2007-3X A1 3MGBP+60	1.108500	14	14	2,278	2050/12/15
(ユーロ)		%	千ユーロ	千ユーロ	千円	
エージェンシー債	FMS WERTMANAGEMENT GOV GTD FRN	0.220000	800	800	105,642	2014/ 1 / 20
社債	MERRILL LYNCH & CO EMTN	0.670000	200	200	26,430	2014/ 7 / 22
社債	MORGAN STANLEY SR UNSEC FRN GMTN	0.640000	100	97	12,926	2017/ 1 / 16

モーゲージ債	STORM 2012-4 A1 3MEUR+75BP	0.975000	166	166	22,027	2054/ 8 /22
モーゲージ債	ARRMF 2010-1A A2B 3MEUR+140 144A	1.626000	123	125	16,547	2047/ 5 /16
モーゲージ債	GRANM 2006-4 A7 1MEUR +11BP	0.348000	85	84	11,104	2054/12/20
モーゲージ債	HERME 18 A1 3MEUR+65BP	0.859000	81	80	10,680	2044/ 9 /18
モーゲージ債	DMPL VIII A1 3MEUR+95	1.174000	74	75	9,922	2047/ 7 /25
モーゲージ債	GRANM 2005-4 A5 3MEUR+10	0.328000	56	56	7,401	2054/12/20
モーゲージ債	GRANM 2006-1X A6 3MEUR+10	0.328000	28	28	3,701	2054/12/20
モーゲージ債	SAEC 9 A1 3MEUR + 95BP REGS	1.170000	21	21	2,823	2092/ 9 /25
アセットバック債	ECAR 2012-1 A 1MEUR + 125BP	1.378000	70	71	9,425	2020/ 7 /18
ローン担保証券	EGLXY 2006-1X A2 3MEUR + 24BP	0.460000	80	78	10,329	2021/10/23
(オーストラリア)		%	千豪ドル	千豪ドル	千円	
モーゲージ債	MEDL 2005-1G A2	2.750000	110	110	10,115	2036/ 5 /10

(注1) データ提供元: P I M C O (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)

(注2) 邦貨換算金額は、現地2013年9月9日現在のデータを、WM Companyが提供する為替レート(1米ドル=99.575円、1英ポンド=156.537円、1ユーロ=131.966円、1豪ドル=91.798円)で邦貨換算したものです。

PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンドの内容

損益計算書

科 目	期 別	自 2011年11月1日 至 2012年10月31日
		金 額 (千豪ドル)
投資収益		
利息(外国税控除後)		589
その他の収益		1
収益合計		590
費用		
利息費用		58
費用合計		58
投資純利益		532
実現 / 未実現純利益(損失)		
投資証券に係る実現純利益(損失)		335
先物契約に係る実現純利益(損失)		161
オプションに係る実現純利益(損失)		50
スワップに係る実現純利益(損失)		(132)
外国通貨取引に係る実現純利益(損失)		1,226
投資証券(外国税控除後)に係る未実現純利益(損失)の変動額		(2,007)
先物契約に係る未実現純利益(損失)の変動額		(56)
オプションに係る未実現純利益(損失)の変動額		10
スワップに係る未実現純利益(損失)の変動額		213
外貨建資産及び負債の換算に係る未実現純利益(損失)の変動額		(93)
純利益(損失)		(293)
運用の結果による資産の純増加(減少)額		239
外国源泉税		1

(注) データ提供元: P I M C O (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)

組入れ資産の明細(2013年9月10日現在)

銘柄名		利率	額面金額	評価額		償還年月日
				外貨建金額	邦貨換算金額	
(アメリカ)		%	千米ドル	千米ドル	千円	
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	600	599	59,707	2014/ 6 / 26
国債	U S TREASURY NOTE	0.250000	500	500	49,839	2014/ 5 / 31
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	400	399	39,827	2014/ 1 / 30
国債	U S TREASURY NOTE	0.250000	400	400	39,871	2014/ 6 / 30
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	200	199	19,907	2014/ 5 / 1
国債	U S TREASURY NOTE	0.750000	200	200	20,010	2014/ 6 / 15
国債	U S TREASURY NOTE	1.000000	100	100	10,018	2014/ 5 / 15
国債	U S TREASURY NOTE	0.125000	100	99	9,956	2014/ 7 / 31
国債	U S TREASURY NOTE	0.250000	100	100	9,967	2014/ 8 / 31
国債	U S TREASURY BILLS	0.000000	22	21	2,190	2014/ 2 / 6
国債	U S TREASURY NOTE	1.250000	16	16	1,604	2014/ 4 / 15
エージェンシー債	KOREA DEVELOPMENT BANK GLBL SR NT	8.000000	170	174	17,374	2014/ 1 / 23
エージェンシー債	KOREA DEVELOPMENT BANK GLBL SR UNSECUR	4.375000	100	105	10,537	2015/ 8 / 10
エージェンシー債	SBAP 2005-20B 1	4.625000	67	72	7,187	2025/ 2 / 1
エージェンシー債	SBIC 2004-P10B 1 SEQ	4.754000	7	7	754	2014/ 8 / 10
社債	BANCO SANTANDER BRAZ C1 NT FRN 144A	2.372750	300	299	29,835	2014/ 3 / 18
社債	DAI-ICHI MUTUAL LIFE SRSUB REGS	5.730000	200	202	20,209	2014/ 3 / 17
社債	CITIGROUP INC NT	6.000000	100	101	10,097	2013/12/13
社債	GATX FIN INC NT	6.000000	100	110	10,957	2018/ 2 / 15
社債	NOMURA HOLDINGS INC SR UNSEC MTN	2.000000	100	99	9,873	2016/ 9 / 13
社債	ORIX CORP SR UNSECURED YANKEE	4.710000	60	62	6,261	2015/ 4 / 27
社債	BEAR STEARNS CO INC GLBL SR UNSEC	7.250000	50	59	5,907	2018/ 2 / 1
モーゲージ債	MLCC 2005-2 3A 1MLIB+100	1.184060	162	156	15,616	2035/10/25
モーゲージ債	CRGT 2007-1 A1 3MLIB+6	0.326200	160	158	15,737	2038/ 4 / 19
モーゲージ債	WAMU 2005-AR13 A1A 1MLIB+29	0.474060	103	94	9,361	2045/10/25
モーゲージ債	FSPC T-61 1A1 12MTA+140	1.563000	60	62	6,179	2044/ 7 / 25
モーゲージ債	FNR 2007-73 A1 1MLIB+6	0.244060	39	37	3,731	2037/ 7 / 25
モーゲージ債	SARM 2004-4 3A2 ARM WM34 WC5.38	2.580954	32	31	3,177	2034/ 4 / 25
モーゲージ債	MSSTR 2005-1 2A1 WM16 WC6.453	6.203096	19	20	2,051	2017/ 9 / 25
モーゲージ債	WAMU 2002-AR2 A D11COF+125BP	2.204000	17	17	1,778	2034/ 2 / 27
モーゲージ債	CSFB 2003-AR20 2A1 ARM WM33 WC5.0408	2.455760	16	16	1,606	2033/ 8 / 25
モーゲージ債	FNR 1994-77 FB SEQ 1MLIB+150	1.684060	14	14	1,466	2024/ 4 / 25
モーゲージ債	MRFC 2001-TBC1-A1 1MLIB+35	0.884060	13	13	1,333	2031/11/15
モーゲージ債	HVMLT 2003-1 A ARM WM33 WC5.1757	2.599240	12	12	1,225	2033/ 5 / 19
モーゲージ債	SARM 2004-1 4A1 WM34 WC5.5718 ARM	2.486726	11	11	1,187	2034/ 2 / 25
モーゲージ債	FN ARM 802467 1YRLIB+178 10.23	2.804000	8	8	877	2034/11/1
モーゲージ債	CWALT 2006-HY12 A1 WM36 WC6.5154	3.924095	7	7	715	2036/8/25
モーゲージ債	WAMU 2003-AR5 A7 ARM WM33 WC 4.9155	2.448594	5	5	587	2033/6/25
モーゲージ債	SAMI 2004-AR1 1A2 AFC 1MLIBOR+35	0.884060	5	5	547	2034/3/19
モーゲージ債	FNR 1999-37 F 1MLIB+40	0.584060	5	5	518	2029/6/25
モーゲージ債	GSR 2003-1 A2 1YRCMT+175	1.940000	4	4	476	2033/3/25
モーゲージ債	CSFB 2003-8 5A1 SEQ WM31 WC7.750	6.500000	3	3	352	2033/4/25
モーゲージ債	HVMLT 2003-3 2A2 AS 1MLIBOR+37	0.924060	2	2	218	2034/2/19
モーゲージ債	GNR 1999-30 FA 1MLIB+40	0.584060	0.024	0.024	2	2029/4/16
アセットバック債	FSPC T-32 A1 1ML +13BP	0.444060	10	10	1,028	2031/8/25
アセットバック債	BSABS 2002-1 2A AFC 1MLIB+32	0.824060	6	6	645	2034/12/25
アセットバック債	ARC 2002-BC4-A 1MOLIB+29	0.764060	1	1	114	2032/7/25
アセットバック債	RAMC 2002-2-A 1MOLIB+35	0.884060	0.265	0.236	23	2032/8/25
CP	F N M A DISC NT	0.000000	1,200	1,199	119,480	2014/1/27
CP	FED HOME LN BK DISC NT	0.000000	400	399	39,811	2014/5/1
CP	F H L M C DISC NT	0.000000	200	199	19,912	2014/2/24
(日本)		%	千円	千円	千円	
国債	JAPANESE GOVT BOND (2Y) #323	0.100000	640,000	639,992	639,992	2014/12/15

国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#45	0.150000	550,000	571,480	571,480	2022/ 5 /20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#29	0.000000	400,000	400,294	400,294	2019/ 7 /20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#24	0.070000	390,000	399,516	399,516	2018/ 9 /20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#19	0.000000	370,000	372,704	372,704	2017/11/20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#36	0.000000	340,000	339,812	339,812	2020/ 9 /20
国債	JAPANESE GOVT BOND (2Y)#308	0.100000	340,000	339,997	339,997	2013/ 9 /15
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#11	0.000000	330,000	331,889	331,889	2016/ 3 /21
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#48	0.400000	330,000	352,753	352,753	2023/ 5 /20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#37	0.000000	280,000	283,252	283,252	2020/11/20
国債	JAPANESE GOVT BOND (2Y)#312	0.100000	280,000	280,017	280,017	2014/ 1 /15
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#33	0.000000	180,000	179,792	179,792	2020/ 3 /20
国債	JAPANESE GOVT BOND (2Y)#313	0.100000	170,000	170,009	170,009	2014/ 2 /15
国債	JAPANESE GOVT BOND (20Y)#115	2.200000	60,000	67,043	67,043	2029/12/20
国債	JAPANESE GOVT BOND (15 FRN)#10	0.000000	50,000	50,304	50,304	2015/12/21
国債	ITALY (REPUBLIC OF) GBL UNSEC	5.500000	10,000	10,516	10,516	2014/12/15
エージェンシー債	JAPAN FIN CORP MUNI ENT GLOBAL	1.350000	480,000	481,183	481,183	2013/11/26
エージェンシー債	JAPAN DEVELOPMENT BANK CO GTD GL	1.600000	140,000	141,588	141,588	2014/ 6 /20
エージェンシー債	AUST & NZ BANKING GR FRN SAMURAI GOV GT	0.835000	100,000	100,217	100,217	2014/ 2 /10
社債	HYPOTHEKENBANK FRANKFURT PFANDBRIEF	0.094290	30,000	29,943	29,943	2013/12/20
(イギリス)		%	千英ポンド	千英ポンド	千円	
モーゲージ債	SLKRD 2012-1 A 3MGBP + 135BP	1.858500	83	84	13,286	2055/ 6 /21
(ユーロ)		%	千ユーロ	千ユーロ	千円	
国債	ITALIAN BTP BILLS	0.000000	270	270	35,631	2013/ 9 /13
エージェンシー債	FMS WERTMANAGEMENT GOV GTD FRN	0.220000	1,100	1,100	145,258	2014/ 1 /20
社債	GOLDMAN SACHS GROUP INC SR UNSEC FRN	0.574000	100	98	13,051	2016/ 5 /23
モーゲージ債	GRANM 2006-4 A7 1MEUR +11BP	0.348000	284	280	37,014	2054/12/20
モーゲージ債	GRANM 2006-3 A5 1MEUR	0.348000	199	196	25,912	2054/12/20
モーゲージ債	GRANM 2005-4 A5 3MEUR+10	0.328000	170	168	22,205	2054/12/20
モーゲージ債	GRANM 2006-1X A6 3MEUR+10	0.328000	142	140	18,508	2054/12/20
モーゲージ債	HERME 18 A1 3MEUR+65BP	0.859000	81	80	10,680	2044/ 9 /18
モーゲージ債	WST 2007-1G A2B 3MEUR+7 REGS	0.296000	48	48	6,337	2038/ 5 /21
モーゲージ債	ARENA 2011-1 A1 3MEUR+105	1.259000	46	46	6,170	2042/12/17
モーゲージ債	GRANM 2005-1 A5 3MEUR+9BP	0.308000	22	21	2,887	2054/12/20
アセットバック債	ECAR 2012-1 A 1MEUR + 125BP	1.378000	70	71	9,425	2020/ 7 /18
アセットバック債	BUMP 2012-5 A1 1MEUR+120BP	1.328000	64	65	8,590	2022/ 6 /20
ローン担保証券	EGLXY 2006-1X A2 3MEUR + 24BP	0.460000	160	156	20,659	2021/10/23
(オーストラリア)		%	千豪ドル	千豪ドル	千円	
社債	SOCIETE GENERALE SR UNSEC FRN	4.210000	400	402	36,906	2014/10/20
モーゲージ債	CET 2006-1E A2 1MBBSW+14	2.750000	89	87	8,021	2038/ 2 /16
モーゲージ債	PUMA P10 AA 1MAUD+26 REGS P10	3.110000	38	36	3,393	2036/ 7 /12

(注1) データ提供元：PIMCO (パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー)

(注2) 邦貨換算金額は、現地2013年9月9日現在のデータを、WM Companyが提供する為替レート(1米ドル=99.575円、1英ポンド=156.537円、1ユーロ=131.966円、1豪ドル=91.798円)で邦貨換算したものです。

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2013年 9月30日現在です。

【純資産額計算書】

資産総額	4,995,041,802円
負債総額	1,923,556円
純資産総額（ - ）	4,993,118,246円
発行済口数	5,161,420,033口
1口当たり純資産額（ / ）	0.9674円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手續等

ファンドの受益権は、振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものはありません。

(4) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部

解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

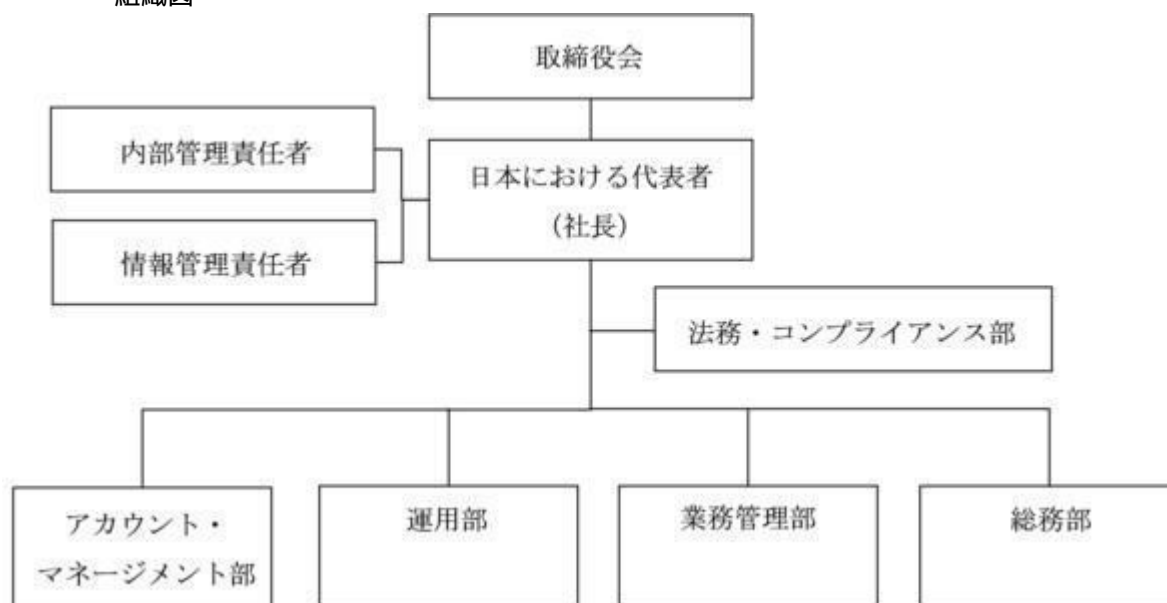
第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成25年9月末日現在	資本金	13,411,674.44米ドル (約13.1億円)
	発行株式総数	13,000,000株
	発行済株式総数	13,000,000株
直近5年間における主な資本金の額の増減：		該当事項なし

(2) 委託会社の機構 組織図



組織各部の業務内容

部	担当業務
アカウント・マネージメント部 (年金・法人チーム)	年金基金・機関投資家等への営業 運用の報告 関係会社の資産運用業務に関する情報提供・コンサルティング業務及び委託業務 等
アカウント・マネージメント部 (投信チーム)	投資信託に係る商品の企画・立案 投資信託の販売会社等との渉外・連絡 投資信託の募集・販売の推進及び広報活動 運用の報告 関係会社の資産運用業務に関する情報提供・コンサルティング業務及び委託業務 等
運用部	投資運用業に係る信託財産の運用の立案・実施 運用手法・運用モデルの研究・開発 投資運用のための調査 投資助言の提供 リスク管理業務 等

業務管理部	官庁・協会等への報告 受託銀行との渉外・連絡 投資信託の受益権の管理 投資信託の設定・解約・償還に係る業務 信託財産の計理、帳簿書類の作成・管理 売買発注管理業務 等
法務・ コンプライアンス部	法令等遵守体制の監督・指導 官庁・協会等との渉外・連絡及び申請・届出・報告 営業用資料等のレビュー 金融商品取引業に係る契約の締結 投資信託に係る有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成 トレード・コンプライアンス及びポートフォリオ・コンプライア ンスに係る業務 契約書及び法務関連書類の作成、交渉及び審査 内部監査に関する業務 等
総務部	経理に関する業務 総務に関する業務 人事に関する業務 情報システムに関する業務 等

管理体制

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名の取締役で構成されております。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

運用体制

当社は、PIMCO（パシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー）との連携のもと、運用を行っております。具体的には、運用に関する各種調査および分析を行った上で、債券投資戦略を策定、かかる戦略に基づきポートフォリオの構築ならびに売買の執行を行っております。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等を行っております。

平成25年9月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託の本数は合計25本（追加型株式投資信託25本）であり、純資産の総額は1,579,631百万円です。

3【委託会社等の経理状況】

(1) 年次財務諸表

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年1月1日から平成24年12月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

(2) 中間財務諸表

1. 委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

また、中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより表示しております。

2. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期事業年度の中間会計期間(平成25年1月1日から平成25年6月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 平成23年12月31日現在		当事業年度 平成24年12月31日現在	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		5,273,415		6,596,932
前払費用		69,632		72,625
未収委託者報酬		305,099		219,512
未収運用受託報酬		3,018,393		3,512,601
未収投資助言報酬		55,183		39,277
未収収益		615,181	4	885,950
繰延税金資産		103,414		211,492
その他流動資産		384		6,592
流動資産計		9,440,704		11,544,983
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	133,446	1	114,150
器具備品	1	71,032	1	57,581
有形固定資産計		204,479		171,732
無形固定資産				
電話加入権		688		688
ソフトウェア	2	1,897	2	2,960
無形固定資産計		2,586		3,649
投資その他の資産				
敷金保証金		162,878		165,440
預託金		1,600		1,600
繰延税金資産		498,519		632,976
投資その他の資産計		662,998		800,016
固定資産計		870,064		975,398
資産合計		10,310,768		12,520,382
負債の部				
流動負債				
預り金		49,610		57,213
未払金		57,155		65,346
未払手数料		2,328,275	4	2,487,110
未払費用		108,949	4	175,943
未払法人税等		443,283		1,782,758
未払消費税等		240,288		172,793
賞与引当金		42,257		15,929
その他流動負債		5,535		152
流動負債計		3,275,356		4,757,247
固定負債				
退職給付引当金		1,030,565		1,246,160
役員退職慰労引当金		488,068		640,779
固定負債計		1,518,634		1,886,939
負債合計		4,793,990		6,644,186
純資産の部				

株主資本				
資本金	3	1,596,975	3	1,596,975
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		3,919,801		4,279,219
利益剰余金計		3,919,801		4,279,219
株主資本計		5,516,777		5,876,195
純資産合計		5,516,777		5,876,195
負債・純資産合計		10,310,768		12,520,382

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自	平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日	自	平成24年 1月 1日 至 平成24年12月31日
営業収益				
委託者報酬		910,282		809,392
運用受託報酬		16,039,618		16,890,355
投資助言報酬		150,224		101,789
その他営業収益		1,663,294		2,447,822
営業収益計		18,763,420		20,249,359
営業費用				
支払手数料		7,008,140	4	6,755,047
管理費		2,619,628		2,651,236
広告宣伝費		45,838		36,300
調査費		53,183		50,666
営業雑経費				
通信費		21,644		21,680
印刷費		6,317		2,831
協会費		9,529		12,077
諸会費		3,566		1,517
営業費用計		9,767,847		9,531,358
一般管理費				
給料				
役員報酬	1	1,643,679	1	1,922,284
給料・手当		883,059		912,113
賞与		1,883,390		2,066,314
その他給料		58,423		57,228
法定福利費		95,069		119,297
福利厚生費		19,059		17,060
交際費		14,790		20,969
旅費交通費		71,400		59,301
租税公課		40,644		50,686
不動産賃借料		193,183		182,146
退職給付費用		232,107		229,839
退職金		1,776		-
役員退職慰労引当金繰入		115,659		152,710
固定資産減価償却費	2, 3	37,180	2, 3	38,704
消耗品費		16,360		18,042
支払報酬		24,666		27,183
採用費		32,975		27,787
諸経費		184,856		228,003
一般管理費計		5,548,284		6,129,675
営業利益		3,447,288		4,588,325
営業外収益				

受取利息	1,796	1,340
為替差益	2,533	-
雑収入	913	1,132
営業外収益計	5,244	2,472
営業外費用		
為替差損	-	46,641
営業外費用計	-	46,641
経常利益	3,452,532	4,544,156
特別損失		
固定資産除却損	740	763
特別損失計	740	763
税引前当期純利益	3,451,792	4,543,392
法人税、住民税及び事業税	1,363,498	2,417,010
法人税等調整額	369,493	(242,535)
当期純利益	1,718,800	2,368,917

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
株主資本				
資本金				
当期首残高		1,596,975		1,596,975
当期末残高		1,596,975		1,596,975
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
当期首残高		2,201,000		3,919,801
当期変動額				
剰余金の配当		-		2,009,500
当期純利益		1,718,800		2,368,917
当期変動額合計		1,718,800		359,417
当期末残高		3,919,801		4,279,219
株主資本合計				
当期首残高		3,797,977		5,516,777
当期変動額				
剰余金の配当		-		2,009,500
当期純利益		1,718,800		2,368,917
当期変動額合計		1,718,800		359,417
当期末残高		5,516,777		5,876,195
純資産合計				
当期首残高		3,797,977		5,516,777
当期変動額				
剰余金の配当		-		2,009,500
当期純利益		1,718,800		2,368,917
当期変動額合計		1,718,800		359,417
当期末残高		5,516,777		5,876,195

(注) 当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であります。

【重要な会計方針】

1. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

旧定額法（ただし、平成19年4月1日以降に取得したものは定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

器具備品 4～8年

また、平成19年3月31日以前に取得したのものについては、従来の償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当期に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規定に基づく期末要支給額を計上しております。

3. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 資本金の円換算

当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、資本金は米国ドル建です。

日本円を報告通貨とするにあたって、資本金は、日本支店への持込み時の為替レート

により円換算しています。なお、すべての事業活動は日本支店のみにて行われています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【表示方法の変更】

（損益計算書関係）

前事業年度において区分掲記しておりました「賞与引当金繰入額」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「賞与」に含めることとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「賞与引当金繰入額」に表示していた1,615,238千円は、「賞与」に組替えております。

【追加情報】

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、

「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）

及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針

第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 平成23年12月31日	当事業年度 平成24年12月31日
建物	96,458千円	115,754千円
器具備品	107,578千円	112,575千円

2 無形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 平成23年12月31日	当事業年度 平成24年12月31日
ソフトウェア	5,755千円	6,392千円

3 授権株式数及び議決権の総数は、次のとおりであります。

授権株式数	13,000,000 株
議決権の総数	13,000,000 口
資本金の米国ドル額	13,411,674.44 ドル

4 関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたものの他に次のものがあります。

	前事業年度		当事業年度	
	平成23年12月31日		平成24年12月31日	
未収収益	-		885,950千円	
未払手数料	-		2,440,738千円	
未払費用	-		102,619千円	

(損益計算書関係)

1 役員報酬の範囲額

当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、役員報酬に限度額を設定しておりません。

2 有形固定資産の減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	自	平成23年1月1日	自	平成24年1月1日
	至	平成23年12月31日	至	平成24年12月31日
建物		19,234千円		19,296千円
器具備品		17,012千円		18,771千円

3 無形固定資産の減価償却実施額は、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	自	平成23年1月1日	自	平成24年1月1日
	至	平成23年12月31日	至	平成24年12月31日
ソフトウェア		934千円		637千円

4 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度		当事業年度	
	自	平成23年1月1日	自	平成24年1月1日
	至	平成23年12月31日	至	平成24年12月31日
支払手数料		-		6,295,893千円

(株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類

普通株式

	前事業年度		当事業年度	
	自	平成23年1月1日	自	平成24年1月1日
	至	平成23年12月31日	至	平成24年12月31日
当事業年度期首株式数		13,000,000 株		13,000,000 株
増加株式数		-		-
減少株式数		-		-
当事業年度末株式数		13,000,000 株		13,000,000 株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

決議	平成24年4月27日取締役会	平成25年3月15日取締役会
株式の種類	普通株式	普通株式
配当金の総額	2,009,500千円	1,795,000千円
1株当たり配当額	154円58銭	137円07銭
基準日	平成23年12月31日	平成24年12月31日
効力発生日	平成24年4月27日	平成25年3月15日

（リース取引関係）

1. ファイナンス・リース取引
 該当事項はありません。

2. オペレーティング・リース取引
 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
1年以内		146,194千円		146,194千円
1年超		548,230千円		402,035千円
合計		694,424千円		548,229千円

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

（2）金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。また、未収収益は、同一の親会社を持つ会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成23年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	5,273,415	5,273,415	-
(2) 未収委託者報酬	305,099	305,099	-
(3) 未収運用受託報酬	3,018,393	3,018,393	-
(4) 未収投資助言報酬	55,183	55,183	-
(5) 未収収益	615,181	615,181	-
(6) 敷金保証金	162,878	162,878	-
資産計	9,430,149	9,430,149	-
(1) 未払手数料	(2,328,275)	(2,328,275)	-
(2) 未払金	(57,155)	(57,155)	-
(3) 未払費用	(108,949)	(108,949)	-
(4) 未払法人税等	(443,283)	(443,283)	-
(5) 未払消費税等	(240,288)	(240,288)	-
負債計	(3,177,950)	(3,177,950)	-

負債に計上されているものについては、()で示しています。

当事業年度（平成24年12月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
--	------------------	------------	------------

(1) 現金・預金	6,596,932	6,596,932	-
(2) 未収委託者報酬	219,512	219,512	-
(3) 未収運用受託報酬	3,512,601	3,512,601	-
(4) 未収投資助言報酬	39,277	39,277	-
(5) 未収収益	885,950	885,950	-
(6) 敷金保証金	165,440	165,440	-
資産計	11,419,712	11,419,712	-
(1) 未払手数料	(2,487,110)	(2,487,110)	-
(2) 未払金	(65,346)	(65,346)	-
(3) 未払費用	(175,943)	(175,943)	-
(4) 未払法人税等	(1,782,758)	(1,782,758)	-
(5) 未払消費税等	(172,793)	(172,793)	-
負債計	(4,683,950)	(4,683,950)	-

負債に計上されているものについては、()で示しています。

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)未収収益

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 敷金保証金

これらの時価については、敷金の性質および賃貸借契約の残存期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1)未払手数料、(2)未払金、(3)未払費用、(4)未払法人税等、(5)未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
(1) 現金・預金	5,273,415	-
(2) 未収委託者報酬	305,099	-
(3) 未収運用受託報酬	3,018,393	-
(4) 未収投資助言報酬	55,183	-
(5) 未収収益	615,181	-
(6) 敷金保証金	-	162,878
合計	9,267,271	162,878

当事業年度（平成24年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)
(1) 現金・預金	6,596,932	-
(2) 未収委託者報酬	219,512	-
(3) 未収運用受託報酬	3,512,601	-
(4) 未収投資助言報酬	39,277	-
(5) 未収収益	885,950	-
(6) 敷金保証金	-	165,440
合計	11,254,272	165,440

(退職給付関係)

1. 従業員に対する退職給付制度

(1)採用している従業員退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。小規模企業のため、退職給付債務に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しています。

(2)退職給付債務に関する事項

	前事業年度 平成23年12月31日	当事業年度 平成24年12月31日
退職給付債務	1,030,565千円	1,246,160千円
退職給付引当金	1,030,565千円	1,246,160千円

(3)退職給付費用に関する事項

	前事業年度 自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	当事業年度 自 平成24年1月1日 至 平成24年12月31日
退職給付費用	232,107千円	229,839千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 平成23年12 月31日	当事業年度 平成24年12 月31日
流動資産		
繰延税金資産		
未払費用否認額	52,317	83,655
賞与引当金否認額	17,195	6,055
未払事業税	37,141	125,979
会費損金不算入額	81	76
繰延税金資産 小計	106,734	215,765
評価性引当額	2,080	3,114
繰延税金資産 合計	104,654	212,651
繰延税金負債		
フリーレント	1,239	1,158
繰延税金負債 合計	1,239	1,158
繰延税金資産の純額	103,414	211,492
固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金否認額	367,294	444,132
役員退職慰労引当金否認額	173,948	228,374
ストックオプション	131,225	188,844
繰延税金資産 小計	672,467	861,350
評価性引当額	173,948	228,374
繰延税金資産 合計	498,519	632,976

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 平成23年12 月31日	当事業年度 平成24年12 月31日
	%	%
法定実効税率	40.69	40.69
住民税均等割	0.07	0.05
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.08	5.51
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.76	0.92

評価性引当金	0.61	1.40
その他	0.00	(0.71)
税効果会計適用後の法人税等の負担率	50.21	47.86

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）

前事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

種類	親会社の親会社 Pacific Investment Management Company
会社名	LLC
所在地	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
資本金又は出資金	1,040百万米ドル
事業の内容又は職業	投資運用業
議決権等の所有（被所有）の割合	（被所有）間接 100%
関連当事者との関係	調査業務の委託及び受託、役員の兼任

(注) Pacific Investment Management Company LLC は2012年10月31日付で同一の親会社を持つ会社から親会社の親会社に変更になりました。

取引内容	取引金額	科目	期末残高
兼業による収益（注1）	2,447,822千円	未収収益	885,950千円
支払手数料（注1）	6,295,893千円	未払手数料	2,440,738千円
管理費（注1）	2,538,830千円		

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 契約により定められた金額を基礎として決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

種類	同一の親会社を持つ会社 Pacific Investment Management Company
会社名	LLC
所在地	アメリカ合衆国 カリフォルニア州
資本金又は出資金	778百万米ドル
事業の内容又は職業	投資運用業
議決権等の所有（被所有）の割合	0%
関連当事者との関係	調査業務の委託及び受託、役員の兼任

取引内容	取引金額	科目	期末残高
兼業による収益（注1）	1,663,294千円	未収収益	615,181千円
支払手数料（注1）	6,672,037千円	未払手数料	2,278,320千円
人件費の支払い（注2）	58,448千円	未払費用	108,949千円
諸経費（注1）	73千円		

1. 関連当事者との取引は、すべて海外との取引であるため、消費税等は発生しておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 契約により定められた金額を基礎として決定しております。

(注2) 年初定められた金額を基礎として決定しております。

当事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

前事業年度（自平成23年1月1日 至平成23年12月31日）

Allianz Asset Management of America L.P.（非上場）

当事業年度（自平成24年1月1日 至平成24年12月31日）

PIMCO Global Advisors LLC（非上場）

（セグメント情報）

1. セグメント情報

当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

外部顧客への売上高

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
投資信託		910,282千円		809,392千円
投資一任		16,039,618千円		16,890,355千円
投資助言		150,224千円		101,789千円
その他		1,663,294千円		2,447,822千円
合計		18,763,420千円		20,249,359千円

(2) 地域ごとの情報

売上高

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
日本		17,100,125千円		17,801,536千円
米国		1,663,294千円		2,447,822千円
合計		18,763,420千円		20,249,359千円

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称 Pacific Investment Management Company LLC

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
営業収益		1,663,294千円		2,447,822千円
合計		1,663,294千円		2,447,822千円

（報告セグメントごとの固定資産減損損失に関する情報）

当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
1株当たり純資産額		424円37銭		452円01銭
1株当たり当期純利益額		132円22銭		182円22銭

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

（注2）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前事業年度		当事業年度	
	自 至	平成23年1月1日 平成23年12月31日	自 至	平成24年1月1日 平成24年12月31日
当期純利益金額		1,718,800千円		2,368,917千円
普通株主に帰属しない金額		-		-
普通株式に係る当期純利益金額		1,718,800千円		2,368,917千円
普通株式の期中平均株式数		13,000,000株		13,000,000株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

（単位：千円）

	当中間会計期間 平成25年6月30日	
資産の部		
流動資産		
現金・預金		7,848,549
前払費用		56,330
未収委託者報酬		147,770
未収運用受託報酬		4,442,392
未収投資助言報酬		31,916
未収収益		909,441
未収還付法人税等		49,208
繰延税金資産		211,492
その他流動資産		7,261
流動資産計		13,704,362
固定資産		
有形固定資産		
建物	1	104,783
器具備品	1	54,355
有形固定資産計		159,139
無形固定資産		
電話加入権		688
ソフトウェア	2	2,622
無形固定資産計		3,311
投資その他の資産		
敷金保証金		163,418

預託金		1,600
繰延税金資産		632,976
投資その他の資産計		797,994
固定資産計		960,446
資産合計		14,664,808
負債の部		
流動負債		
預り金		36,335
未払金		81,768
未払手数料		3,272,670
未払費用		49,105
未払法人税等		1,575,033
未払消費税等	3	260,258
賞与引当金		925,107
その他流動負債		152
流動負債計		6,200,431
固定負債		
退職給付引当金		1,428,859
役員退職慰労引当金		700,892
固定負債計		2,129,752
負債合計		8,330,183
純資産の部		
株主資本		
資本金		1,596,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		4,737,648
利益剰余金計		4,737,648
株主資本計		6,334,624
純資産合計		6,334,624
負債・純資産合計		14,664,808

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日 至 平成25年6月30日
営業収益		
委託者報酬		444,246
運用受託報酬		11,160,416
投資助言報酬		38,018
その他営業収益		1,487,967
営業収益計		13,130,649
営業費用		
支払手数料		4,388,187
管理費		1,574,929
広告宣伝費		21,600
調査費		30,207
営業雑経費		
通信費		11,525
印刷費		5,359
協会費		3,047
諸会費		2,868
営業費用計		6,037,726
一般管理費		
給料		

役員報酬		760,912
給料・手当		489,880
賞与		274,182
賞与引当金繰入額		983,035
その他給料		44,192
法定福利費		58,676
福利厚生費		8,398
交際費		14,075
旅費交通費		48,935
租税公課		25,582
不動産賃借料		90,242
退職給付費用		177,150
役員退職慰労引当金繰入		60,113
固定資産減価償却費	1, 2	19,149
消耗品費		10,478
支払報酬		17,891
採用費		42,598
諸経費		152,290
一般管理費計		3,277,788
営業利益		3,815,133
営業外収益		
受取利息		1,188
雑収入		182
営業外収益計		1,371
営業外費用		
為替差損		55,022
営業外費用計		55,022
経常利益		3,761,482
特別損失		
固定資産除却損		866
特別損失計		866
税引前中間純利益		3,760,615
法人税、住民税及び事業税	3	1,507,185
中間純利益		2,253,429

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日 至 平成25年6月30日
株主資本		
資本金		
当期首残高		1,596,975
当中間期末残高		1,596,975
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		4,279,219
当中間期変動額		
剰余金の配当		1,795,000
中間純利益		2,253,429
当中間期変動額合計		458,429
当中間期末残高		4,737,648
株主資本合計		

	当期首残高	5,876,195
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	1,795,000
	中間純利益	2,253,429
	当中間期変動額合計	458,429
	当中間期末残高	6,334,624
純資産合計		
	当期首残高	5,876,195
	当中間期変動額	
	剰余金の配当	1,795,000
	中間純利益	2,253,429
	当中間期変動額合計	458,429
	当中間期末残高	6,334,624

（注） 当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であります。

重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 10～15年

器具備品 4～8年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における自己都合要支給額を退職給付引当金として計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、規定に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

3. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

(1) 資本金の円換算

当社は英領ヴァージン諸島法に基づく法人であり、資本金は米国ドル建です。

日本円を報告通貨とするにあたって、資本金は、日本支店への持込み時の為替レートにより円換算しております。なお、すべての事業活動は日本支店のみにて行われています。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（中間貸借対照表関係）

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間
	平成25年6月30日
建物	125,409千円
器具備品	119,479千円

- 2 無形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	当中間会計期間
	平成25年6月30日
ソフトウェア	6,730千円

- 3 消費税の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ未払消費税等として表示しております。

（中間損益計算書関係）

- 1 有形固定資産の減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計 期間
	自 平成25年1月 1日 至 平成25年6月 30日
建物	9,655千円
器具備品	9,157千円

- 2 無形固定資産の減価償却実施額は、次のとおりであります。

	当中間会計 期間
	自 平成25年1月 1日 至 平成25年6月 30日
ソフトウェア	337千円

- 3 法人税、住民税及び事業税

当中間会計期間における税金費用については、簡便法により計算しているため、法人税等調整額は、「法人税、住民税及び事業税」に含めております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

- (1) 金融商品に関する取組方針

当社は、安全性と有利性を重視した運用を自己資金運用の基本方針としています。

- (2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

制

営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、当社が運用を委託されている信託財産から回収を行っており、回収のリスクは僅少と判断しております。また、未収収益は、同一の親会社を持つ会社への債権であり、回収に係るリスクは僅少であると判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計 上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	7,848,549	7,848,549	-
(2) 未収委託者報酬	147,770	147,770	-
(3) 未収運用受託報酬	4,442,392	4,442,392	-
(4) 未収投資助言報酬	31,916	31,916	-
(5) 未収収益	909,441	909,441	-
(6) 敷金保証金	163,418	163,418	-
資産計	13,543,486	13,543,486	-
(1) 未払手数料	(3,272,670)	(3,272,670)	-
(2) 未払金	(81,768)	(81,768)	-
(3) 未払費用	(49,105)	(49,105)	-
負債計	(3,403,543)	(3,403,543)	-

負債に計上されているものについては、()で示していません。

注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

(資産)

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収投資助言報酬、(5)未収収益

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 敷金保証金

これらの時価については、敷金の性質および賃貸借契約の残存期間から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

(負債)

(1)未払手数料、(2)未払金、(3)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類

普通株式

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日
	至	平成25年6月30日
当事業年度期首株式数	13,000,000 株	
増加株式数	-	

減少株式数	-
当中間会計期間末株式数	13,000,000 株

- 自己株式に関する事項
該当事項はありません。
- 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
- 配当に関する事項

決議	平成25年3月15日取締役会
株式の種類	普通株式
配当金の総額	1,795,000千円
1株当たり配当額	138円07銭
基準日	平成24年12月31日
効力発生日	平成25年3月15日

（リース取引関係）

- ファイナンス・リース取引
該当事項はありません。
- オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日
	至	平成25年6月30日
1年以内		146,194千円
1年超		328,937千円
合計		475,131千円

（セグメント情報）

- セグメント情報
当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。
- 関連情報
(1) 製品及びサービスごとの情報
外部顧客への売上高

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日
	至	平成25年6月30日
投資信託		444,246千円
投資一任		11,160,416千円
投資助言		38,018千円
その他		1,487,967千円

合計	13,130,649千円
----	--------------

(2) 地域ごとの情報

売上高

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日 至 平成25年6月30日
日本		11,642,680千円
米国		1,487,967千円
合計		13,130,649千円

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称 Pacific Investment Management Company LLC

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日 至 平成25年6月30日
営業収益		1,487,967千円
合計		1,487,967千円

(報告セグメントごとの固定資産減損損失に関する情報)

当社の報告セグメントは、「資産運用業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日 至 平成25年6月30日
1株当たり純資産額		487円27銭
1株当たり中間純利益金額		173円34銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間会計期間	
	自	平成25年1月1日 至 平成25年6月30日

中間純利益金額	2,253,429千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	2,253,429千円
普通株式の期中平均株式数	13,000,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 前記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更の際には、取締役会または株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、本書提出前1年以内において、訴訟事件その他会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・ 名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 324,279百万円(平成25年9月末日現在)

- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます

<再信託受託会社>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

- ・名称 S M B C 日興証券株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
- ・名称 野村證券株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成25年9月末日現在）
- ・事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（1）受託会社

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。

<再信託受託会社>

受託会社より信託財産の資産管理業務の委託を受け、信託財産の管理・保管、計算および基準価額の計算等を行います。

（2）販売会社

販売会社として募集の取扱および販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金および収益分配金ならびに償還金の支払いに関する事務等を行います。

3【資本関係】

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

（1）目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。

（2）目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。

委託会社の金融商品取引業者登録番号や設立年月日などの会社情報

ファンドの愛称および基本的性格など

委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など

委託会社のホームページの案内など

目論見書の使用開始日

- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という旨の記載。
 - 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
 - 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は当該事項の記載。
- (4) 目論見書に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されるため、ファンドが投資対象とする外国投資信託に対し他のファンドによる追加設定または一部解約等があり、当該外国投資信託において有価証券の売買等が発生した場合、基準価額に影響を受ける可能性がある旨の記載。
- (5) 請求目論見書の巻末に、用語解説等を掲載することがあります。
- (6) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報に関する表形式による表示に加えて、グラフで表示した情報等を目論見書に添付することがあります。
- (7) 目論見書は、電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

「別紙」

変動利付日本国債とは？

変動利付日本国債は、その時々金利(基準金利)に連動して利子の額(利率)が変動する国債です。満期は15年であり、その基準金利は10年固定利付日本国債金利となります。

この変動利付日本国債の利率は、年2回の利払いの度に見直されます。利率の見直しにあたっては、その利子が支払われるおおよそ半年前の基準金利*、すなわち半年前の10年固定利付日本国債の金利と各変動利付日本国債の入札時に決定される α **に基づいて行われ、「基準金利 $- \alpha$ 」という公式を用いて算出されます。ただし、利率の下限は0%***となります。

- * 基準金利：変動利付日本国債の利率決定直前に行われる10年固定利付日本国債の入札時における平均落札価格を基に算出されます。
- ** α ：各銘柄の発行時に決定され、その値は満期まで変わりません。
- *** 変動利付日本国債の利率：0.01%刻みで決定され、下限は0%です。

【変動利付日本国債の仕組み:利率の決定方法(概念図)】



※上記は変動利付日本国債の利率決定の仕組みの理解を深めるために作成した仮定に基づく概念図で、実際の投資とは異なります。また、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

変動利付日本国債の値動きの特徴

一般に変動利付日本国債の値動きは、金利の変化と利回り曲線の形状の変化によって次のような傾向が見られます。

金利の変化による値動きの特徴

一般に、長期金利の上昇時は価格が上昇し、長期金利の低下時には価格が下落する傾向があります。

利回り曲線の形状の変化による値動きの特徴

一般に変動利付日本国債は、利回り曲線の長短金利差の拡大時には価格が上昇し、長短金利差の縮小時には価格が下落する傾向があります。

ファンドの運用体制

ファンドの運用は、ビムコジャパンリミテッドの運用部が中心となり、運用に関する各種調査および分析、投資戦略の策定のプロセスを通じて、2本の外国投資信託の資産配分の決定を行います。ビムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

投資対象の2本の外国投資信託（PIMCOバミューダ変動利付日本国債U.S.ストラテジー・ファンド、PIMCOバミューダ変動利付日本国債フォーリン・ストラテジー・ファンド）は、PIMCOが運用します。



<PIMCOの運用体制>



PIMCO (Pacific Investment Management Company LLC) について

40年以上に及ぶ歴史と

世界の投資家からの信頼に裏付けられた実績



(写真左) ビル・グロース
共同最高投資責任者 創始者の一人

(写真右) モハメド・エリアン
最高経営責任者 兼
共同最高投資責任者

- 債券専門の運用会社として1971年に設立
- 債券運用の分野において世界最大規模を誇る運用規模
- PIMCOグループ全体での運用資産は約194兆円*。うち顧客資産（関係会社受託分を除く）は約156兆円*
- 米国をはじめ、東京、ロンドン、ミュンヘン、シドニー、シンガポール、トロント、香港等を拠点としてグローバルにビジネスを展開
- 共同最高投資責任者および創始者の一人であるビル・グロースは執筆多数、多くのメディアが債券運用における功績を称賛
「債券王」ウォールストリートジャーナル 2002年
「世界中で最も有力な債券マネジャー」ロイター 2002年
「間違いなく過去30年で最も優れた債券ファンドマネジャー」フォーブス誌 2002年
- 円債運用において外部より高い評価**
「運用実績賞 [日本債券]」アジア・インベスター誌 2004年、2008年、2010年、2011年、2013年
「最優秀ファンド賞」リップラー・ファンド・アワード・ジャパン/2012
受賞部門：債券型 日本円（評価期間3年）
受賞ファンド：ビムコ変動利付日本国債ファンド クラスα

* WMロイターレート1米ドル=08.125円で換算 2013年9月末現在

** 当該運用評価は過去の一定期間の実績を分析したものであり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

独立監査人の監査報告書

平成25年10月23日

ピムコジャパンリミテッド

日本における代表者 高野 真 殿

あらた監査法人

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているピムコ変動利付日本国債ファンド クラス の平成25年3月12日から平成25年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコ変動利付日本国債ファンド クラス の平成25年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

ピムコジャパンリミテッド及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年3月29日

ピムコジャパンリミテッド
日本における代表者 高野 真 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの平成24年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成25年9月30日

ピムコジャパンリミテッド
日本における代表者 高野 真 殿

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 通 教 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているピムコジャパンリミテッドの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第18期事業年度の中間会計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ピムコジャパンリミテッドの平成25年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成25年1月1日から平成25年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。